

環境建設常任委員会

平成20年 3月14日

午前9時30分開会

於大口町役場第1委員会室

1. 協議事項

1. 議案第12号 大口町町営住宅条例の一部改正について
2. 議案第13号 平成19年度大口町一般会計補正予算(第7号)(所管分)
3. 議案第16号 平成19年度大口町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
4. 議案第17号 平成20年度大口町一般会計予算(所管分)
5. 議案第24号 平成20年度大口町公共下水道事業特別会計予算
6. 議案第25号 平成20年度大口町農業集落家庭排水事業特別会計予算
7. 議案第27号 大口町道路線の認定について

2. 出席委員は次のとおりである。(7名)

委員長	齊木一三	副委員長	酒井久和
委員	吉田正	委員	田中一成
委員	宮田和美	委員	土田進
委員	吉田正輝		

3. 欠席委員は次のとおりである。(なし)

4. 委員会条例第17条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	酒井 鎧	副町長	社本一裕
環境建設部長	近藤 則義	環境建設部 参事兼 環境経済課長	杉本勝広
建設課長	野田 透	都市開発課長	近藤 定昭
下水道課長	前田 正徳	都市開発課 主 幹	稲垣 政行
環境経済課長 補 佐	佐藤 眞澄	建設課長補佐	柳瀬 昌宏
都市開発課長 補 佐	社本 健二	下水道課長 補 佐	武田 達也

下水道課長
補佐 山本重徳

5. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局
次長 佐藤幹広

(午前 9時30分 開会)

○委員長(齊木一三君) 若干早いようでございますが、皆様おそろいですので、ただいまより会議の方、始めさせていただきます。

改めまして、おはようございます。

きょうは、若干肌寒さは感じますが、暖かい雨の朝を迎えました。雨音も力強い春の訪れを告げておるんじゃないかと思いますが、冬の間、外で見かける人も少なかったわけですが、最近はこちら数日間、春のような陽気でございます、外で多くの人を見かけるようになりました。気持ちにも何かと明るさが戻ってきたような感じがするきょうこのごろでございますが、そのような中、本日は、皆様方には何かとお忙しい中、環境建設常任委員会をお願い申し上げましたところ、委員の皆様を初め、町長さん、また関係執行部の皆様方には定刻御参集をいただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまより会議を始めさせていただきます。

本日は、去る3月10日本会議におきまして、当委員会に付託を受けました議案第12号 大口町町営住宅条例の一部改正についてほか6議案の審査をお願いすることになっております。慎重な御審査を賜り、適切な御判断をいただきますようよろしくお願いを申し上げまして、開会のあいさつとさせていただきます。

町長。

○町長(酒井 鎧君) 改めまして、皆様、おはようございます。

本日は、雨の中、道の悪い中を委員長さん初め、委員の皆様方には早朝よりお集まりをいただきまして、まことにありがとうございます。

先ほど御案内がありましたように、10日に付託を受けられました7議案について審査をいただきます。大変重要な案件でありますし、今回の案件につきましては、新年度予算ということも含まれております。格別に御審査をいただきますようお願いを申し上げ、また適切に御決定を賜りますよう、重ねてお願い申し上げ、ごあいさついたします。よろしくお願い申し上げます。

○委員長(齊木一三君) ありがとうございます。

審査に先立ち、各議案ともそれぞれ説明は本会議において承っておりますので、この際、これを省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(齊木一三君) ありがとうございます。

それでは、議案の朗読は省略することと決しました。

これより付託議案の審査に入ります。

議案第12号 大口町町営住宅条例の一部改正について、質疑はありませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(齊木一三君) 質疑もないようでございます。

質疑も終了したようでございますので、議案第12号 大口町町営住宅条例の一部改正について、採決をいたします。

本案を原案どおり決するに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○委員長(齊木一三君) 全員賛成。よって、議案第12号 大口町町営住宅条例の一部改正については、原案どおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第13号 平成19年度大口町一般会計補正予算(第7号)(所管分)について審査をいたします。

歳入歳出一括して審査をいたします。質疑はございませんか。

(「委員長」と呼ぶ者あり)

○委員長(齊木一三君) 田中委員。

○委員(田中一成君) 29ページの土地区画整理事業の中小口土地区画整理事業、区画整理設計委託料の減62万5,000円とございます。中小口の土地区画整理事業は県道斎藤羽黒線との関連があるわけがありますけれども、さきの議会でも申し上げましたが、斎藤羽黒線の歩道の整備等がおこなわれているために重大な事故等も発生しているところで、町長を初め、斎藤羽黒線の整備方についての陳情もしていただいているということでもありますけれども、中小口の土地区画整理事業の中に入れて、南側については斎藤羽黒線整備をしなければならないという事情があるかと思うわけでもありますけれども、北側の歩道については、区画整理事業と切り離してやることは不可能ではないというふうに思うんですが、その辺のところはいかように考えながら今後進めていってもらえるか、ちょっと御説明がいただきたいと思います。

○委員長(齊木一三君) 都市開発課長。

○都市開発課長(近藤定昭君) 田中委員から、斎藤羽黒線の整備促進について御質問がございました。御案内のとおり、今の6番の物件補償調査業務委託費の中で公管金等を算定しております。そんなことで、当然南側でなくて、斎藤羽黒線本線全体の中で県の方にも整備促進の要望をしていきたいというような考えでおります。

当然それに対して、中小口区画整理については、公管金、いわゆる公共施設の管理者負担金をお願いするとともに、道路の整備についても一貫した中でお願いしていきたいというふうに考えております。

(「委員長」と呼ぶ者あり)

○委員長(齊木一三君) 田中委員。

○委員（田中一成君） その整備をしていただける見通しというのは、何かついていますか。

○委員長（齊木一三君） 都市開発課長。

○都市開発課長（近藤定昭君） 現段階では、まだそのところまで至っていないのが現状です。

（「委員長」と呼ぶ者あり）

○委員長（齊木一三君） 田中委員。

○委員（田中一成君） 例えば、聞くところによりますと、確定情報ではありませんけれども、兼房の前にある昭和用水、そこにふたを自費でもいいから、早くあそこの歩道だけでも整備をしたいと兼房の方のそういう意向も兼房の従業員から聞いておるんですが、そういうことも含めて、それほど強い地元の意向があるんだと。そこら辺は兼房側にもよく聞いて、どうなのかというようなことも聞きながら、できることは早急に、できる部分からでもぜひやっていただきたいというふうに思うんですが、その辺のところもちゃんと足を運んでいただきたいと思いますが、いかがですか。

○委員長（齊木一三君） 建設課長。

○建設課長（野田 透君） 斎藤羽黒線のことについて御質問をいただきましたが、県が事業をやるとなると、うちと同じで、補助金を取りたいというようなことで、部分補修というか、部分的な工事、そういった形でなかなか事業を計画してくれなくて、例えば今の斎藤羽黒線ですと、交差点を挟んで東側も含めて交差点改良というような大きな事業のとらえ方の中で整備をしていきたいといった意向がありまして、維持管理的な部分補修ということであれば対応してくれるんですけども、線をとらえて、ここからここまでの改修となると、事業化がなかなか難しいというところなんですけれども、お願いには機会あるごとに出かけておりますし、今後も、今の兼房の方のお話もありますので、部分補修、部分的なこともできないかというようなこともあわせて要望してまいりたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○委員長（齊木一三君） ほかにございませんですか。

（発言する者なし）

○委員長（齊木一三君） それでは、質疑も終了したようでございますので、議案第13号 平成19年度大口町一般会計補正予算（第7号）（所管分）について、採決をいたします。

本案を原案どおり決するに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○委員長（齊木一三君） 全員賛成。よって、議案第13号 平成19年度大口町一般会計補正予算（第7号）（所管分）については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第16号 平成19年度大口町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についての審査に移ります。質疑はございませんか。

（挙手する者あり）

○委員長（齊木一三君） 吉田委員。

○委員（吉田 正君） 私、丹羽広域の方へ行っているわけですがけれども、町内の大手企業の節水の影響があるということで、19年度水道事業の方で1,000万ほどの減額があったわけですがけれども、下水道の方について、6ページ、7ページのところに下水道使用料減ということで210万円というのがあるんですが、そうした影響があるんですか。

○委員長（齊木一三君） 下水道課長。

○下水道課長（前田正徳君） 今回、下水道使用料の減額補正を計上させていただきました。210万円ですが、これは昨年の7月から丹羽広域へ使用料徴収の委託をするということで、その電算入力が一ヶ月早まりました。通常ですと7月末で、例えば井戸水とか配水メーターの企業、そういったところが申告に回っておるわけですが、それが7月末で届け出をいただいて、8月の納期で間に合ったわけですが、丹羽広域に委託したことによりまして、一月繰り上げとなりました。それで、6月末に繰り上げたことによりまして、一月分早めたことによりまして、井戸水、または配水メーターの企業からの配水量が少なくなったということで、今回減額するものです。それで、水道の使用料が大企業で減ったということですが、当然同じように水道の使用料で下水道も賦課させていただくものですから、とって、そんな大きな減少は特に見られませんでした。冬場については、例年も使用水量は減りますけれども、トータル的に年間で見ますと、そんなに減ってはおりません。以上です。

（挙手する者あり）

○委員長（齊木一三君） 吉田正委員。

○委員（吉田 正君） 水道料金で1,000万円も減ったものですから、下水道にも影響があるのかなというふうに思ったんですけど、要するに水道水以外のものも出しているから、その分、水道の方が減っても、下水道の方は減らないと。例えば井戸水なら井戸水を流しているから減らないということなんでしょうか。

○委員長（齊木一三君） 下水道課長。

○下水道課長（前田正徳君） そのように理解していただければよろしいかと思いますが、お願いします。

○委員長（齊木一三君） 他にございませんですか。

（挙手する者あり）

○委員長（齊木一三君） 酒井副委員長。

○副委員長（酒井久和君） 下水の工事は積極的に今進めておっていただくわけですが、市街化区域ということで進めてもらっているというふうに思うわけですがけれども、住宅が密集しているところで市街化区域外というところもあるやにお見受けいたします。そういうところは投資効率がいいと私は思うんですが、認可の問題、あるいは補助金の問題等があるかもしれません、そういう連続的にやったところが投資効率がいいというようなところは早める方法はないでしょうか。

○委員長（齊木一三君） 下水道課長。

○下水道課長（前田正徳君） 私どもの計画上、まずは市街化区域を整備してまいりたいということで、現在の認可も上小口の県道齋藤羽黒線の南側と、それから中小口の一丁目、兼房、それからVタウンの範囲までを今現在認可区域とっております。先ほど言いましたが、まずは市街化ということで、それから河北方面に延ばしていきたいと。それで、委員さんが言われます調整区域の住宅密集地、そういうところにつきまして、まずは市街化が済んで、整備されてから、改めて区域に取り入れて、それで整備していきたいと。例えば今の県道の北側の上小口とか、それから下小口の四丁目とか、竹田地区とかございますが、そういったことで、ちょっと後になります、密集した区域を市街化の次に含めて整備していきたいと思っています。よろしくお願いします。以上です。

○委員長（齊木一三君） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（齊木一三君） 質疑も終了したようでございますので、議案第16号 平成19年度大口町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、採決をいたします。

本案を原案どおり決するに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○委員長（齊木一三君） 全員賛成。よって、議案第16号 平成19年度大口町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第17号 平成20年度大口町一般会計予算（所管分）についての審査に移ります。

まず事項別明細書の歳入を一括して審査に入ります。質疑はございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（齊木一三君） ないようですので、続きまして、歳出に移らせていただきます。歳出は款ごとに審査に入っていきたいと思います。

まず款4. 衛生費、126ページから134ページです。

（挙手する者あり）

○委員長（齊木一三君） 吉田正輝委員。

○委員（吉田正輝君） ちょっと聞き忘れたというか、ちょっと理解できなかったのは、133ページのごみ減量協力者看板作成委託料、この看板というのは、法人、企業に出すあれですね。

○委員長（齊木一三君） 環境建設部参事。

○環境建設部参事兼環境経済課長（杉本勝広君） 資料133ページのごみ減量協力者看板作成委託料でございますが、これにつきましては、協力事業者に掲示していただく看板を作成するものでございますので、よろしくお願いします。

（挙手する者あり）

○委員長（齊木一三君） 吉田正輝委員。

○委員（吉田正輝君） それで、企業から、うちが協力するという事で登録された方に対して出すということですね。

それと、内容を聞いていいかわからんけど、そのときに、持ち込んだ場合は1円とか5円とか、そういう金額も言ってみえたんですけど、その辺ちょっと詳しく説明していただけますか。

○委員長（齊木一三君） 環境建設部参事。

○環境建設部参事兼環境経済課長（杉本勝広君） 事業系の資源ごみの有償回収システムの件でお尋ねいただいておりますけれども、先ほど申し上げた看板につきましては、登録いただいた事業所に御掲示いただく、いわゆる啓発用の看板がこれでございます。内容につきましては、事業系の資源ごみ有償回収システムは、登録いただいた事業所の方がリサイクルセンターへお持ち込みいただいたときには、1キロ当たり5円の報償費がお支払いできる。それから、リサイクルセンターを通さずに直接業者が回収した場合につきましては、1キロ当たり1円を交付していくものでございます。

（挙手する者あり）

○委員長（齊木一三君） 土田委員。

○委員（土田 進君） 企業というのは、どのようなのを企業と言われるのか。それと、資源ごみ回収事業助成金というのが、ことし1,623万、135ページですけど、相当ふえているというのは、企業の分を約900万ぐらい見込んでいるということでしょうか。以上です。

○委員長（齊木一三君） 環境建設部参事。

○環境建設部参事兼環境経済課長（杉本勝広君） 今、土田委員から御質問いただいた件につきまして、町内企業の定義でございますけれども、町内で事業を営んでいただいている業者、事業所というふうにくるめさせていただいておりますが、具体的には大規模事業者から、小さなものではコンビニなんかも対象にさせていただいております、事業者としては。

それから、予算の関係でお尋ねいただいておりますのは、1,623万が交付金で見えてあるということでございますが、これにつきましては、今まで行っておりました地区回収分プラス、20年度からアルミ缶、スチール缶、生ビン類、ペットボトルが追加になり、120万ほど予算を上げさせていただいております。それから、当然この中には事業系の有償回収システムの800万も含まれて、昨年度予算よりも大幅に上がっておるということでございますので、よろしく願いいたします。以上です。

（挙手する者あり）

○委員長（齊木一三君） 吉田正輝委員。

○委員（吉田正輝君） 企業が、持ち込みというのは多いから、持ち込みやせんであれですけど、みんな業者が引き取りに来て、持っていきますね。そのキロ数というのは、向こうから申告させるという方法でやっていくんですか。

○委員長（齊木一三君） 環境建設部参事。

○環境建設部参事兼環境経済課長（杉本勝広君） 今、御質問いただいたとおりでございます。現在でもそうなのですが、各事業所から業者が回収していった場合には、すべて計量結果通知書みたいな形で、何キロ、何月何日にこの企業から出ております。回収しましたということで、企業側へ伝票が回ります。ですから、その伝票を集めていただいて、トータルキロ数がすべてわかるようにはしてございます。

○委員長（齊木一三君） 他にございませんですか。

（挙手する者あり）

○委員長（齊木一三君） 吉田正委員。

○委員（吉田 正君） ここでは129ページぐらいのところに、いろいろ地下水とか、大気測定とか、そういうものが書いてありますので、ちょっとお尋ねしたいんですけども、だんだん大口町の中でも畜産業というのは本当にやりにくくなってきていますよね。牛を飼ってみえるところもなくなったり、あと鶏を飼ってみえるところもなくなったり、いろいろしておるわけですけども、それでもまだ頑張っておられるところがあるんですけども、私は、都市化してきたからといってそういうものをやめよということとは言えないと思うんです。むしろ、そういうものも大口町内で共存共栄できたら一番いいなというふうに思うんですね。ただ、その近くに住んでみえる方々からすれば、かなり強いにおいがするというので、何とかしてほしいという声も一方であるわけですね。

畜産をやってみえる方々はどうかという、家畜ふん等を規制する、きちんと処理をしないよという法律も5年か6年ぐらい前にできて、去年だったか、おとしだったかに施行されたんですね、周知期間が済んで。しかし、そうした装置をつけようと思うと、かなり高額なお金が必要ということで、非常に困っておられるというのが実情だというふうに思うんですね。やっぱり共存共栄していこうと思うと、一定の補助制度だとかは多分あるんだろうと思うんですけども、しかし、町の補助制度があるようにはちょっと思えないわけなんです。農業の予算というのは、毎年毎年結構何億というお金、土木の方に結構使っておるわけですけども、しかし、そうした畜産を営んでみえる方々と近隣の方々と仲よくやっていける、そういう人間関係を築こうと思えば、当然家畜ふん等においがしないような形で堆肥にするとか、きのうもNHKの教育テレビだったと思うんですけど、埼玉県の小川町、以前ここでも視察に行ったことがあるんですけども、メタンガスを発生させて、ガスにする。残ったものは液肥ということで、畑に還元するという事業もきのうもちょうどやっていたんですけども、そういうものを見るにつけ、においの苦情があるからといって、何とかしてほしいというだけの指導では私はいかんのじゃないかなと思うんです。清掃しろとか、ただそれだけで済んでしまう。それは解決するのかといたら、いつまでたっても解決しない問題だと思うんですね。

そこで、やっぱり僕、思うんですけども、においがしないような畜産を営むには、具体的にどう

したらいいのかということ、やってみえる方々と一緒になって、においの問題について解決を図られるべきじゃないかなというふうに思うんです。町の方も、においがするでとって、一々住民からこういう苦情が来たでとって行けば行くほど、役場と畜産業を営んでみえる人との人間関係が悪くなる。そういうふうでちっとも解決しないもんだから、そこはちょっと発想を変えて、じゃあどうやったら近隣の皆さん方と仲よくやっていけるのか、その方法を一度町の方も考えてほしいんですよ。前も僕、杉本参事さんが見えなかったときに、ちょっとそういうお話を職員の方にさせてもらったんですけども、単に掃除をさせや大丈夫とか、そういうことじゃないんですよ。やっぱりお互いにいい関係を築いてほしいと思うんですね。そうした中で、環境問題ということで取り上げれば、かなり大きな問題として町としても取り組めるんじゃないかなというふうに思うんですね。地産地消という方向もその一つだと思うし、だから、そういう意味で、ぜひ前向きな取り組みを私は期待をしています。苦情が来たから、そこの畜産業をやってみえる人にただ単に言いに行くというだけじゃなくて、それをどうやったらもとから解決できるのかということと一緒に研究してほしいんですよ。それをぜひひとつお願いします。それだけでいいです。

○委員長（齊木一三君） 環境建設部参事。

○環境建設部参事兼環境経済課長（杉本勝広君） 当初予算の中で、衛生費に関連した質問をいただきました。当課といたしましては、環境経済課ということで、環境と農政の両方を持っておりまして、実は環境と農政というのは、表裏とまでは言いませんけれども、なかなかくつきにくいところが現実でございます。今、委員御指摘のとおり、公害に対して、においに対して指導に入るとするならば、環境サイドで指導という形にならざるを得ん。逆に経済サイド、いわゆる農政サイドからしたときには、育成という立場もある。非常に難しい仕事になるわけですけども、今委員御指摘のとおり共存共栄、お互いに卵を食べる、豚肉を食べる、つくる人、食べる人という形で共存できるといいなというふうには思っておりますし、ここで環境サイドから言わせてもらおうと、家畜保健衛生所ですとか、農業改良普及センターとの立ち入り指導、いろいろ相談にも乗らせていただいておりますが、委員御指摘のとおり対症療法でしかないというのが現実でございます。なかなか農業者からの、今抱えておる問題に対して、じゃあこうしょうか、ああしょうか、どうしたらいいんだという話になりにくいというのは事実でございます。

それから、いわゆる畜ふんの野積みが禁止されておりますし、水の処理の関係もかなり法律が厳しくなっており、業を営んでいく上で設備投資がなかなかできんという事実も私も聞いておりますし、耳にもしておりますし、それは相談を受けるんですが、受けて、対処しておるのは国の補助制度ですとか、県の補助制度を御案内申し上げるわけですけども、どうしてもその補助率が半分ですとか、3分の1ですとか、そういう話になって、手が出せんというような話。それから、昨今の飼料の値上がり関係の相談も受けますが、なかなか対応できる状況にないというのが現実でございます。と

ころが、基本的に一番最初にお答えさせていただいたように環境と経済が一緒におるところですので、取り組みとしては、私の課が今二つ一緒になっておること、取り組みにくいのではなくて、逆に取り組みやすいというふうに発想しておりますし、そういった形で両方の顔を持ってお伺いするとなかなか非常につらいところがあるんですけども、そこは考えさせていただきたいし、一番最初に言っていたいただいた共存共栄というのが基本でございますので、考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

(挙手する者あり)

○委員長(齊木一三君) 吉田正委員。

○委員(吉田 正君) 多分私、思うんだけど、事業者だけではとてもじゃないけど設備投資はできないですよ、はっきり言って。だから、そういう意味では、町としてもきちんと国や県などの補助基準が全額というわけではないもんだから、その上乘せのような補助制度もつくと、結局、町内から畜産業というのはなくなっちゃうことになるんじゃないかなあというふうに思うんですね。聞いてみると、ここ何年かでやめたいとか、そう言ってみえるようなことも聞きますし、一方で、いやあ、今までおとつあんがやっておったけど、今度は息子さんが跡を継いでやってみえるよだよというような話も聞くわけですので、多分やってみえる人は、そこら辺も本当に悩みながらやってみえるんだろうというふうに思うんですね。だから、もしやられるならやられるとして、町としてもきちんと、例えばこういう国や県の制度を利用すれば、町の方もこういう補助制度をつくってやりますよという具体的なことで取り組まないと、解決しないんじゃないかなあというふうに思うんです。

また、東京の方へ行くと、米がどうやってできておるのかわからんような子供とか、いっぱいあるらしいですね。鶏がコケッコーなんて鳴くのも知らんような子供を育てておっては実際いかんわけですけども、豚の絵をかかせたって、顔はかけるけど、体はかけないんだよね、今の子供は。どんな格好しているかわからないから。だから、そういう意味では、本当にこれからもそうした調和のとれたまちにしていこうということになれば、ぜひそうした補助制度を取り入れながら、家畜ふん等は どうしていくのかという循環ですね。そういうものも含めた形で、ぜひ見ていただきたいなあというふうに思ひます。要望ですけど、ひとつよろしくお願ひします。

○委員長(齊木一三君) 環境建設部参事。

○環境建設部参事兼環境経済課長(杉本勝広君) 意見として聞かせていただきますとともに、検討してまいりますし、農業と調和のとれたという形は重要なことだと思いますし、先ほど委員が言われた子供たちが豚の絵をかけんという話は、実は大口町の子供でも、トマトが土の下にできているのか、上にできているのかわからんという子が現実にお見えになりますし、いかに食と生きることが乖離しているかという現実はまだまざと見ておりますし、これではいかんということは感じております。形としてなかなか出てきませんで申しわけないんですが、早急に検討してまいります。よろしくお願ひ

いたします。以上です。

○委員長（齊木一三君） 他にございませんですか。

（発言する者なし）

○委員長（齊木一三君） ないようですので、続きまして、款5.労働費、134ページから136ページですが、審査に入りたいと思います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（齊木一三君） ないようですので、続きまして、款6.農業費、136ページから144ページの審査に入ります。

（挙手する者あり）

○委員長（齊木一三君） 吉田正輝委員。

○委員（吉田正輝君） 141ページのごみの件でちょっとお伺いします。

これで、全体でいくと200万ぐらいですか、ごみ収集委託料とか、いろいろ書いてありますが、毎年このくらい上がっていますけど、端的に言うところの状態です。いつまで続けられるかということ聞きたいんですけど、これは五、六年前からいろいろと討議されていますが、今、河北地区の江南丹羽環境でやっている処理能力は日に換算すると100キロぐらいだと思うんですね、生ごみの処理されるのは。だけど、江南丹羽は全体でいったら、ごみ処理量が日に120トンのうち3分の1が生ごみとして、江南丹羽で日に40トンの生ごみが処理されています。そのうち、町として生ごみを減らそうということとで企画されたのが、あそこで今細々とやっているもんなんですけど、現実にはやってみるのは100キロなんです。日に100キロ。そうすると、江南丹羽環境全体でいくと400分の1のものしかあそこでやってみえない。そういうことで、河北の区民の方には本当に協力してもらって大変だと思うんですが、これをいつまで続けていくかということですが、こういうことも、私たち、環境建設に前おったときには、生ごみを減らすより、あと3分の1ある資源ごみをやった方が全町的に手っ取り早いではないかということで提言をしました。そうしたら、その件に向かってはかなり進行しているようで、私たちの言ったことを聞いてもらえたなということも思っていますが、この生ごみに対しては、やるやるということも言ってみえましたが、議員の提案した集中型も検討するということを見えましたが、一向に進んでいません。この分散型のものも、これ以上ふえるようなことも今のところ恐らくないと思います。ということは、いつまでもこれをこのまま毎年続けていかれるつもりなのか。私たち、勇気ある撤退も選択肢の一つだということも思っています。これを部課長に回答してくれということは、到底回答できないと思いますので、町長、ひとつ責任持ってやられた町長の御見解を聞かせてほしいと思いますが、どうでしょうか。

○委員長（齊木一三君） 酒井町長。

○町長（酒井 鉄君） 今、ごみの減量20%という形で進めておるわけでありまして。生ごみの堆肥化と

いうことは、各部落によって手を挙げられたところで今後も取り組んでいこうという形は残していきたいと、こういうふうに思っておりますし、今、我が家でも取り組んでおりますのは、コンポストであります。コンポストに生ごみを入れていこうという形で堆肥化を進めておるわけではありますが、生ごみの堆肥化もいろんな形がありますので、ああいう形にとっては、議会からもいろんな御意見がございまして、そのせいではないかもしれませんが、今、中断して、それ以降、新たな施設が欲しいという形の申し出はないわけでありまして、生ごみの減量という形でコンポストでおやりになっている方々も数多くあるんじゃないかと思っておりますし、そういった形で、減量20%に向けて来年度はとりあえず取り組んでいこうという形で、引き続いて啓発活動に努めていこうというふうに思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

(挙手する者あり)

○委員長(齊木一三君) 吉田正輝委員。

○委員(吉田正輝君) ごもつともな話でありますけど、町長のうちもコンポストを使って出していないということ言ってみえます。私も、議員になって、もう9年になりますけど、1年目から役場の補助を受けて、電気乾燥するのをずっとやっています。一切うちは生ごみは出していません。コンポストも二つ買って、夏場の多いときにはコンポストに入れて処理しています。そういうことで皆さんがそれぞれやってみえますが、私の言うのは、河北地区の方だけに協力していただいている。そういうことに対して、いつまで続けられるかということを知りたいんです。

それと、啓発活動もいいんですが、河北以外の地区にふやさなかったら、特にコンポストとか、電気処理機とか、いろいろありますが、そういうことに対してもっと補助をふやして、皆さんに協力願うとか、そういうことをひとつしてほしい。

それと、この場で言いたいのは、いろんな啓発活動をやられるにしても、最近でも地区懇がありました。地区懇があるときに、どうしてそういうときに巡回バスとか、生ごみ処理、生ごみだけじゃなしに、ごみ全体だね。資源ごみもいろいろと、いい機会だからそういうのをお願いしたらどうだということ言いましたら、やっぱり縦割りだからいけないというような返事をもらいました。だけど、これは町全体のことで、やっぱり横のつながりをもって、頼んででもそういうことを言うべきだと私は思います。2月から3月には区の総会もどこもかもやられます。そういうときでも頼んでいって、悪いことじゃないですから、そういうことを大いに宣伝してほしい、そういうふうに思いますが、どんなお考えでしょうか。

○委員長(齊木一三君) 環境建設部参事。

○環境建設部参事兼環境経済課長(杉本勝広君) いろいろ御意見をいただいております。啓発に関しましても、当然私ども、いろんなところへ出て、いろんなところでお話しさせていただいております。お仕着せの説明ではなくて、いわゆる座談会みたいな形で、実は先月も仲沖地区へ行かせていただき

まして、この仲沖地区は、実は河北で始めていただいております現在のエコステーションのときに、仲沖地区はちょっと待つと。考え方をまとめるで、ちょっと待つという形で、実は今現在エコステーションへ仲沖の生ごみは入っておりません。いわゆる河北という区の中で、仲沖、二ツ屋、上郷と三つあるわけですけれども、仲沖の方はそのときに待つという判断のもとで待ついただいたものが、実は先月、お地元の方からぜひ一遍生ごみの説明に来いと。どういうふうになっておるか説明に来いと。おれらもやれやあ、一遍やってみるとい話をいただきまして、座談会形式でほとんどの世代の人が出てくれて、いろんな意見をいただきました。確かに現在どうなんだとか、将来どうしていくんだとか、いろんな意見をいただきましたけれども、その仲沖地区の総意として、おれらもやるという結論をいただきまして、この4月から御参加いただける。

ただ、吉田委員が今言われるように、江南丹羽へ入っておる分の何分の1だと言われると、数としては本当に少ないんですが、生ごみの減量、いわゆる生ごみを堆肥化していく事業にエントリーすることによる波及効果というのは、昨年、年末のごみ減量作戦もそうですけれども、そこから波及していく効果というのは結構大きい部分があるわけですね。ですから、ごみ減量に関しては、今、町長も申し上げたんですけれども、20%に向けて平成20年度取り組んでまいりますし、けさの毎日新聞にも少し取り上げられたんですけれども、とにかく20%に向かって進めていく中で、ごみが減量していくというふうに私ども信じて動いておりますし、取り組んでまいります。

それから、今は19年度ですので、18年度から生ごみの堆肥化の補助金を、委員が言っていたように補助金を上げたらどうだということで、18年度から既に上限を2万円から4万円に上げさせていただいておりますし、何とか利用しやすいような形で工夫はしております。工夫はしておりますが、なかなかふえないというのが現実でございますので、当然こらあたりの事業も啓発の中に入れて進んでまいります。

何年まで続けるかという回答がどうも要るようなんですが、今ここで、じゃあ何年までという話ではなくて、現在、河北で行っていただいております生ごみの堆肥化事業があることによって、大口町としては、今現在、これから取り組んでいく2市2町、広域化へ意見をはっきり、大口町としてのスタンスを持ってはっきり物が申し上げられるという下地は私自身が持っておりますし、大口町としても持っておりますので、河北で取り組んでいただいております部分を今度の広域化計画の中に反映させるだけの提案は大口町として必ずしてまいります。ですから、質問に対しての何年までという回答については回答しかねるわけですけれども、今やっただいておる事実に対して、確かに今委員が言われた、わずか400分の1だと言われるんですが、それじゃあ400分の1がなくてもいいのかと。そのまま燃やせばいいのかという話になると、それもちよっと違うと思いますし、私は、生ごみに対してやれる方法で取り組んでいただける方法を、先ほど言ったコンポストですとか、電気式の機械ですとか、いろいろあるわけですけれども、またそこら辺の啓発も続けていきたいと思っておりますので、よろし

くお願いしたいと思います。

(挙手する者あり)

○委員長(齊木一三君) 吉田正輝委員。

○委員(吉田正輝君) これに対するランニングコストというのは、河北地区でかかっているのは、やっぱりいくつかの町長の回答でも、トン当たり七、八万かかるというような回答があったと思います。我々、議会でそういう視察に行ったのは、やっぱり2万円かそこらでできるということで、コストも大分かかっています。それと、堆肥自体が、完熟堆肥じゃない一時発酵の、承知だと思うんですが、完全な堆肥ではないということでもあるし、町長の掲げられた構想というのは、全町農業公園構想の一環でやりかけたんですよ。そういうことで、ほんの河北の片隅でやっておるようなものじゃないんです。全町です。そういうことから考えて、しりすぼみになっちゃっておるんですね、今は。これ以上、仲沖地区がふえたってほんのわずかなことですから、そういうことから見て、どういうふうに考えられているか。今後の成り行き、コンポストとか、今、電動のやつは4万円に増額されていますね。そういうことも皆さんにわかるようにじゃんじゃん宣伝して、あと2万円ぐらい足せば買えると思いますので、8年ぐらい前から江南市なんかは5万円ぐらい補助していましたから、一番あそこがよかったんですよ。本人は1万円かそこらで買えたんですよ。そういうことで宣伝してもらって、生ごみを減らすということだったら、河北地区じゃなくても、各人がそれぞれやれますから、そういうことも一応宣伝して、生ごみを減らすということには変わらないんですから、そういうことも考えて、特にそういう啓発活動を大いにやってほしいと思います。

○委員長(齊木一三君) 環境建設部参事。

○環境建設部参事兼環境経済課長(杉本勝広君) もちろん啓発、生ごみに限らず、今現在、資源ごみの回収の方も啓発させていただいておりますし、ポイント制度の話にいくと、4月から全町的に広げる予定にしております。4月、5月で、何とか2ヵ月で全職員が張りついた中で啓発していくということも今計画しておりますし、1月、2月、下小口地区でやらせていただいた実績の話になってくるんですけども、約6割ぐらいの人がエントリーしておっただけでございますし、ただ啓発という意味で、今現在、昨年度の実績の数字がまだ出ていないのであれなんですけれども、いわゆる資源ごみを減らすごみ減量と、生ごみに対する減量、それから生ごみに対して減量できないという家の事情もいろいろございます。それから、資源ごみについても、いつまでもストックできんだとか、持ち込めんだとかという話もございます。ごみ減量に関しては、いろんな形で、いわゆるごみを持ち込まない、例えばレジ袋一つ断るだとか、そういった形からすべて関係してくるわけですね。そこら辺も含めてトータル的に啓発もしていきたいし、実は広域の2市2町の方で生ごみの堆肥化の話はもう既に出ておりますし、当然やっていかないかんとという方向で、今、広域の方で進んでおりますし、レジ袋も広域で取り組んでいくという合意ももちろんとれておりますし、今、2市2町がまとまってごみ減

量に向かって進んで、計画を立てようとしております。そんなことで、大口町独自の啓発についても当然積極的に進めてまいりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（齊木一三君） 他にございせんか。

（挙手する者あり）

○委員長（齊木一三君） 土田委員。

○委員（土田 進君） 142、143ページで、農業公園構想用備品購入費367万5,000円の油精製機購入について、これは家庭から出る廃油の処理機という説明がありました。農業費ではなく、衛生費ではないかということをお聞きしたところ、将来はヘルシーエイジングの菜の花プロジェクトとリンクすることを考えていると。環境経済課、生涯学習課がかかわっているわけですが、農業費だという回答でしたが、その際、油を搾るのはその機械であろうかと思ひますが、私も菜の花を少量栽培しておりますが、収穫の方ほどのようになさるかということをお聞きしましたが、回答がその際いただけませんでしたので、改めてお伺ひをしたいと思います。

また、種をとった後の茎はどのように処理されるのか。これもあわせてお聞きしたいと思います。

○委員長（齊木一三君） 環境建設部参事。

○環境建設部参事兼環境経済課長（杉本勝広君） 申しわけございせん、委員長。今、農業公園構想用備品購入費、BDFの件に關しまして御質問をいただいておりますし、質疑の中で吉田正委員からも資料を出してくれという要望を受けております。私ども、この事業を進めていく上で、説明する資料として配らせていただきたいと思いますので、休憩をとっていただいて、資料を配らせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（齊木一三君） それでは、10時40分まで休憩といたします。

（午前10時28分）

○委員長（齊木一三君） それでは、休憩を閉じまして、会議を再開させていただきます。

（午前10時40分）

○委員長（齊木一三君） 環境建設部参事。

○環境建設部参事兼環境経済課長（杉本勝広君） 土田委員から御質問をいただいております菜の花の答弁の前に、実は先ほどの吉田正輝委員からの発言の中で、補助金が4万円に上がったと。だとするならば、6万円を買ったやつは2万円程度出しゃ済むんじゃないかというような発言があったかと思うんですけども、補助基本額の最高額を4万円にしたということでございまして、補助率は2分の1でございまして、5万円の品物を買っていただいたときは2万5,000円、8万円のものを買っていただいたときに最高4万円という、2分の1は変わっておりませんので、申しわけないですが、そこ

だけ確認させていただきたいと思います。

○委員（吉田正輝君） 江南市より大分補助率が悪いね。江南市を一遍調べてみて。

○委員長（齊木一三君） 環境建設部参事。

○環境建設部参事兼環境経済課長（杉本勝広君） 江南市も扶桑町も補助率は2分の1、変わっていないと思います。上限額は違うかもしれませんがね。

（挙手する者あり）

○委員長（齊木一三君） 吉田正輝委員。

○委員（吉田正輝君） こっちが役場へ来てもらうんじゃないしに、業者、電気屋、販売所で手続してくれる。そこで差額分だけ払えば機械をくれるんですよ。大口町は、そこでもらってきて、こちらへ請求せないかんでしょ。そういう面倒な手続がないんですよ。僕はそういうことでやっているものだから。

○委員長（齊木一三君） 環境建設部参事。

○環境建設部参事兼環境経済課長（杉本勝広君） 手続に関しましては、確かに江南市と大口町は違う方法をとっております。その手続に関しましても、いい方法、利用しやすい補助金にしていくような形は当然検討してまいりますので、よろしく願いいたします。

続いて、土田委員からの質問に対してお答えさせていただきます。

菜の花の収穫はどうしてくれるかという話と、それから茎をどうしてくれるかという御質問だったかと思うんですけども、菜の花プロジェクトの方につきましては、ヘルシーエイジングの方がやっておみえになるし、6月の中・下旬に収穫できるかと思っておりますので、その時点にヘルシーエイジングの方から何らかの形で連絡が行くと思います。ただ、愛知県下の標準的な方法といたしましては、とっていただいた種を、菜種ですと升という単位になるんですかね。何升をお預かりして、それを搾って、バックさせるような形が多分とられると思います。何升持ってきていただいたので、何リットル菜種油をお渡ししますというような形になろうかと思っております。それについてはここで明快なお答えが私ではできませんので、回答を控えさせていただきますが、愛知県下で菜の花プロジェクトが行っている方法は、菜種をお預かりして、搾って、全部をお返しするというのではなくて、一部をお返しするというような形になろうかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それから、菜の花の茎でございますけれども、ただいま休憩中もいろいろ意見をいただきました。しっかりできた菜の花の茎は丈夫いぞというような御意見もいただいておりますが、太くてかたい茎ができて、菜種が多くとれるわけですけども、この菜種の茎につきましてはトウモロコシの茎と同じでございます。実は土に攪拌、中へ入れていただきますと、土壌菌の住みかになるということで、土のためには非常によいというふうにも聞いておりますし、当然大きなトラクターを持っていないと、すき込みができませんというような方につきましては、現在、大口町が剪定枝置き場も設置してございま

すし、そちらへお持ちいただければ処理できますし、ただ単に処理ではなくて、それが今度、堆肥化されて戻ってくるというような形で進んでまいりますので、申しわけないですが、種もとりに来い、茎も片づけろという話になると、多分それはできないと思いますので、つくっていただいた喜びと、多分でき上がったものに対して油が必ずとれるはずですので、それを楽しみにしていただいて、すみませんが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

(挙手する者あり)

○委員長(齊木一三君) 土田委員。

○委員(土田 進君) 145ページの19の負担金補助及び交付金というところで昨年まであった土地改良区の補助金がなくなった。これは事業がなくなったからなくなったという御説明で、しかしながら、事業をしなくても、土地改良区の閉鎖が行われていないところがあるから、早く閉鎖をしてほしいということを申し上げました。これはどのようになさるつもりなのか、お聞きをしたいと思ひます。

それとまた、交付金で農業用排水路維持管理業務というのもなくなるということで、これに対して、野田課長が回答されましたが、なぜ廃止されるのか、もう一度お聞きしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○委員長(齊木一三君) 建設課長。

○建設課長(野田 透君) まず、土地改良区に対する補助金でございますが、これは質疑のときにも回答させていただいたように、事業に対する補助金でありましたので、下島、仲沖が終了したということで、補助金はなくなったということと、あわせて、閉鎖ができていないところの工区についての閉鎖に向けて、どういったような対応をするかというような御質問でございますが、私どもが承知しておりますのは、2地区閉鎖ができていないというようなことで、それぞれの地区において、何らかの換地に対する御不満があるというようなことが大きな原因かと思ひますが、そういったことが引き続いて、なかなか閉鎖ができていないというふう聞いております。そういったことを御理解いただかないと閉鎖がなかなか難しいよというようなことをいろいろ前任者の方からも聞いておりますが、そうしたことについて、大口町土地改良区の中で役員さんと相談していきながら、閉鎖に向けて、地区でやっていただくようにお話をさせていただきたいというふう考えております。

それから、農業用施設に対する交付金でございますが、なぜ廃止かということでございます。これは、もともと土地改良区が土地改良施設をまだ維持管理していた時代がございます。それが、40年代から土地改良事業がなされまして、工事完了までの間も当然その管理をやっていただいていた時代もあるし、それから、確かな年度はちょっとここでは資料を持っておりませんのであれですが、大口町へすべてを、道路や用排水路、そういった施設を大口町へ移管されたということでもあります。農業用施設の維持管理に対する交付金の始まりは、改良区が地元へ交付して、そのお金でもって維持管理をやっていただいていたと。それが始まりでございまして、その後、町へそういった施設が移管さ

れた後も、改良区から負担金をいただいて、それをそれぞれの地区に対して交付しておったという背景がございまして、それが改良区の方が経常賦課金を廃止した関係上、改良区に入ってくるお金がなくなったということで、その負担ができないというようなこともございました。そうした関係で、最近では町が100%交付金を負担しておったというようなことで、それは一般会計というか、税金で賄われておったということでございます。一方で、建設課でお願いしておる集落内の側溝、排水路については、住民の方のボランティアでやっていただいておりますというようなことで、同じ管理をしております集落内の側溝も、それから農業施設も建設課の方で管理をしておりますが、一方でボランティア、一方で交付金を払ってやっていただくというようなことで、不公平感というようなこともございまして、廃止をさせていただいたということでございますので、よろしく申し上げます。

(挙手する者あり)

○委員長(齊木一三君) 土田委員。

○委員(土田 進君) 土地改良の工区閉鎖は、工区でやれとかいうような御発言だったと思いますが、例えば私の方ですと、役員が相当高齢化している。いつまでたってもこのままの状態で行くのではないかと思いますので、町がきちっと指導してやっていただかないと、ますます高齢化していつちゃって、解決というか、責任を持つ人がなくなっちゃうということを思っておりますので、その点考慮して指導していただきたいなと思っております。

そしてまた、今、農業用排水路維持管理交付金というのがことしからなくなったということについての御説明がありましたが、負担の公平というか、そういう意味からというお話でした。実は、豊田の場合ですと、農業用水をやっているところは町からいただいている交付金を分けて交付していたと。そして、農業用排水路のない住宅については、区で助成金を出して、今まで清掃を行ってまいりました。今の説明によりますと、農業用排水路はもともと土地改良でつくったものであったと。それは事実ですが、すべて現在は町に移管されておりますし、農家だけのものではないと。また、農業用排水路の果たしている役割も、田畑から流れ込んでいる水だけではなくて、住宅内、家庭排水とか、雨水もすべて流れ込んでおります。今後、ますます転用も進んでいき、農業用排水路ということではなくて、新川流域の規制があつて、それぞれ対策を立てていることと思っております、それだけでは不十分だと思います。すべての排水路ととらえて、今後も維持管理をしっかりとお願いしたいなと思っております。どうでしょうか。

○委員長(齊木一三君) 建設課長。

○建設課長(野田 透君) まず、工区閉鎖につきましてですが、改良区というか、工区で任せるということじゃなくて、当然町も一緒にやっけてまいります。それには、大口町土地改良区の理事長初め、理事の方もお見えですので、そういった方々と相談しながらやらせていただくということでございますので、よろしく願いいたします。

それと、主に排水路の維持管理ですが、おっしゃるとおり農業用施設とはいうものの、今、家庭雑排水も流れておまして、町の排水路という位置づけでとらえております。こういったものについては大口町で排水路のしゅんせつ、4月、5月に区長さんから要望いただいたところを機械でもってしゅんせつをしております。ですから、大口町の施設であるというとらえ方で今もやっておりますし、今後もやっていきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

(挙手する者あり)

○委員長(齊木一三君) 土田委員。

○委員(土田 進君) 農業用排水路の整備もまだまだだと思います。のり面には草が生え放題、こういう状態ですと、どうしてもごみ捨て場の対象にされるということでもありますので、のり面の舗装をできるだけ早急にやっていただきたいなと思っております。所によっては直径10センチ以上の木も生えているというような状態でありますので、もう何年も草刈りは町において行っていないというのが現実だと思います。私の住んでいる隣は江南市ですが、江南市においては、農業用排水路の重立ったところは1年に1回きれいに業者が刈っております。木なんかは全然生えておりません。裕福な大口町が草ぼうぼうで、お隣の江南市は毎年きれいにやっております。ぜひ大口町の方も重立った幹線道路沿いの排水路だけでもいいですから、のり面をきちっと管理していただきたい、舗装していただきたいということを要望しておきます。以上です。

○委員長(齊木一三君) 143ページの備品購入費、1. 農業公園構想用備品購入費につきましては、資料説明の後、質疑を受けたいと思っておりますので、この件に関しましては、後で質疑の方をよろしくお願ひいたします。

この件以外につきまして、さきに審査の方をお願ひいたします。

(挙手する者あり)

○委員長(齊木一三君) 吉田正輝委員。

○委員(吉田正輝君) 先ほど聞き逃したんで、141ページ、真ん中辺に農産物コンテスト記念品とありますが、これはどういうもののコンテストか。

○委員長(齊木一三君) 環境建設部参事。

○環境建設部参事兼環境経済課長(杉本勝広君) 資料141ページの中段にございます農産物コンテストの記念品と品評者ということで予算を上げさせていただいておりますが、これにつきましては全く新規でございまして、大口町内でとれる農産物、いろんな農産物があると思うんですけども、農産物ごとに、いわゆる顕彰というちょっと大げさかもしれないんですけども、白菜をつくらせたらこの人は名人級だと。大根をつくらせたらこの人は名人級だという人を顕彰していきたい。結果、それで私も大根をつくらせたいという人とのつながりがうまくできていかんかなと。もっと町民に広くPRしていけないかというような形で、農業振興施策の一環としてとらえ、取り組んでいきたいと

思っております。

(挙手する者あり)

○委員長(齊木一三君) 吉田正輝委員。

○委員(吉田正輝君) 何品目ぐらい計画してみえる。

○環境建設部参事兼環境経済課長(杉本勝広君) 何品目というか、品目数まで決めておりませんし、決めておりませんというと怒られるんですが、大口町でとれる特産品で、これはというもの、何品目でもいいと思うんですが、いわゆる名人だと言われる方、米に関してもあると思いますし、先ほど申し上げた大根もあるでしょうし、ゴボウなんかもあるでしょうし、いろんなことをこれから検討しながら、品目数も決めながら、それから一度に農産物が同じ時期に出てくるわけではございませんので、それを広く町民にPRしていく、啓発していく方法も私の中で検討して、これからやっつけよう。初めてのことで、どんな形がいいのか、近隣市町も聞きながらやっつけようつもりでおりますが、趣旨といたしましては、広く名人を知っていただきたい、農業に興味を持っていただきたいという意味で進めてまいりますので、よろしくをお願いします。

(挙手する者あり)

○委員長(齊木一三君) 土田委員。

○委員(土田進君) 今の農産物コンテストですが、以前より江南市、私、よく見に行きますが、体育館で物すごく盛大に毎年やっております。大体10月の終わりか11月の初めころだと思います。これを参考にされたらと思いますけど。以上です。

○委員長(齊木一三君) 環境建設部参事。

○環境建設部参事兼環境経済課長(杉本勝広君) ありがとうございます。江南市も岩倉もやっておりますので、見せていただきながら、大口町オリジナルでいいと思いますので、とにかく広く町民の方に農業に興味を持っていただきたいという趣旨でございますので、また参考にさせていただきます。ありがとうございます。

○委員長(齊木一三君) 他にございませんか。

(挙手する者あり)

○委員長(齊木一三君) 吉田正委員。

○委員(吉田正君) 141ページに尾張農業共済事務組合の負担金が出ておりますけれども、昨今原油高で、私も園芸農家等々もちょっと回らせていただいて、びっくりしたんですけれども、燃料費が3倍ぐらいに上がっておるんだから、使えないということで、つくる作物もあんまり燃料のかからないものに実は変えているんだと言われる園芸農家さんもおられるわけですが、原油高に対する一定の補償というのか、そういうものというのは尾張農業共済事務組合の中にはないんですかね。

○委員長(齊木一三君) 環境建設部参事。

○環境建設部参事兼環境経済課長（杉本勝広君） この尾張農業共済の趣旨といたしましては、作付したものの収穫減に伴う補償・補てん、共済ですので、原油高による共済制度は入っていないと思います。ただし、この共済制度のほかに、農水省から緊急セーフティーネットということで、一定規模以上の燃料を使う花卉農家に対して緊急融資、これは補助ではなくて、非常にやるせないんですけども、融資制度は緊急で今行われております。以上です。

（挙手する者あり）

○委員長（齊木一三君） 吉田正委員。

○委員（吉田 正君） とうとうニューヨークの原油が100ドルを超えて、200ドルぐらいまで行っちゃうんじゃないかと今言われていますよね。今融資してもらっても全然話にならないんですよ。これはやっぱり緊急的な補助制度を使わないとだめなんじゃないかなというふうに思うんですね。だから、もし農業共済事務組合の方でそういう制度がないとするならば、町独自でやらなあかんし、またこの農業共済事務組合の方でもしやれるということであるのならば、そういったところにも積極的に提案してもらわないかと思うんですね。だから、そういう考えというのは全然ないんですか。今、原油の実力というのは、せいぜい1バレル当たり50ドル程度だろうと言われておるんだけど、それが2倍以上になっているわね。これが4倍ということになったら、花卉農家というのはもうやっていけなくなっちゃいますよね。そこら辺やっぱりもうちょっと深刻に受けとめてもらって、もし農業共済の方でやらのだったら、町の方で、燃料費に対する一定の補助だとか、そういうものもやるべきじゃないですか。トラクターだとか、そういうものの燃料費も当然含まれてくると思うんですけど、そこら辺はどういうふうに考えてみえますか。

○委員長（齊木一三君） 環境建設部参事。

○環境建設部参事兼環境経済課長（杉本勝広君） 原油高に関しましては、昨日、1バレル110ドルまで値段が上がっております。それから標準額が50ドル程度だろうという話も新聞ニュース等では盛んに言われておるわけですが、現実110ドルになっておるということで、これが下がっていく要因がないというのが現実のようでございますし、円高も進んで、99円まで今行っているんですかね。非常に経済市場がマーケットによる価格の決まり方ではなくて、いわゆる投機で決まってしまっておるのが現実でございます。農業共済につきましては、来月も担当部課長会議がございますので、一度提言させていただきますし、ほかの市町の取り組みも、農業共済の担当部課長会議のところへ19市町来ておりますので、取り組んでおるような事例がありましたら参考にさせていただきながら、勉強してまいりたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○委員長（齊木一三君） 他にございませんか。

（挙手する者あり）

○委員長（齊木一三君） 酒井副委員長。

○副委員長（酒井久和君） ここの中で一つだけ、137ページの小作料設定協議会というのがあります。それだけ、どういうふうの内容になっているか、ちょっと教えていただきたい。

○委員長（齊木一三君） 環境建設部参事。

○環境建設部参事兼環境経済課長（杉本勝広君） 資料137ページ中段にございます報償金の中で小作料設定協議会委員の予算が組んであるということでございます。これにつきましては昨年は予算化されておりましたが、この小作料の設定協議会につきましては3年に1回開催で来ております。ですから、前回設定されたのが、平成17年に同様の協議会を開きまして設定され、その3年間で平成20年の12月になってございますので、今後3年間の大口町の小作料の標準価格をその協議会で決めていただくということでございます。ただ、この標準価格が決まったことによって、すべてがこれでいくかというわけではなくて、あくまでも標準的な小作料を、農地の貸し手、それから借り手、学識経験者5名ずつによる15名により組織され、標準価格を決めていくものでございますので、よろしくお願いいたします。

（挙手する者あり）

○委員長（齊木一三君） 酒井副委員長。

○副委員長（酒井久和君） 小作料を設定され、そして、遊休農地が利用されるということは大変いいと思いますけれども、草がぼうぼうに生えているところもあるものですから、そういうところも何とか、今、団塊の世代でたくさんの農業に親しみたいという方がいらっしゃいます。そういう方にも積極的にあっせんされて、有効に利用されたらなというふうに思うわけですが、いかがでしょうか。

○委員長（齊木一三君） 環境建設部参事。

○環境建設部参事兼環境経済課長（杉本勝広君） 遊休農地に関しましては、大口町の遊休農地率というのは非常に低くて、県下の課長会議なんかへ行きますと、結構私も胸を張ってしゃべれるようなシステムにはなっておるんですが、現実でございます。そこらあたりの対応は、農地銀行でオペレーターの方がやれるような大きな農地ですといいんですけども、遊休農地として草が生えておるところは小さなところで、大きな機械が入りにくいという難点がございまして、どうしても発生しやすいということでございますので、逆に小さな農地ならやってもいいよという、今、委員が御指摘の団塊の世代の方がこれぐらいならやれるかもしれんという程度の逆に面積です。そういった形をつないでいながら、農地法の縛りですとか、いろんな法律はあるんですが、そこをクリアさせながら、何とかつなぎ込めんかというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（齊木一三君） 他にございませんか。

（挙手する者あり）

○委員長（齊木一三君） 田中委員。

○委員（田中一成君） 米の話ですけれども、今、農協の買入れ価格というのはわかりますか。物すごく下がってきて、農家の経営が、水田農家は大変だという話ですが、わからなかったらいいですが。農協に納める方と、自分で市場に放出をしている方の割合などもわかりますか。いいです。ちょっと知りたかっただけです。

○委員長（齊木一三君） よろしいですか。後で資料でも提出してください。

○環境建設部参事兼環境経済課長（杉本勝広君） 申しわけございません。資料は持ち合わせておりませんので、また後刻、報告させていただきます。

○委員長（齊木一三君） 他にございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（齊木一三君） ないようでしたら、先ほど申し上げました農業公園構想用備品の関連資料について説明を願います。

○環境建設部参事兼環境経済課長（杉本勝広君） BDFの関係ですが、これにつきましてはお手元に資料を配らせていただいております。BDFとは何ぞやというところから始まって、資料の1がメリットとデメリット、本来ですとメリットだけを出させていただくと一番説明しやすいわけですけれども、こういうデメリットもあるということで、すべて開示させていただいております。BDFにつきましては、石油、化石燃料の代替燃料ということで考えられておるうちの一つでございます。新聞、テレビ等では、BDFのDがEになっておるBEFというものが結構使われておりますが、BEFにつきましては、トウモロコシとか小麦なんかを利用した石油代替燃料ということで、サトウキビなんかを使って燃料をつくっていくというのがエタノール（E）です。今回出させていただいておりますのは、バイオディーゼルフェュエルということで、廃食油を使って燃料にしていくというものでございますので、よろしく願いいたします。この資料1の中ほどにも書いてございましてんぷら油から精製するというのがございます。

はねていただきまして資料2で、図面になっておるんですけれども、大口町資源循環サイクルの全体イメージ図を載せさせていただいております。このBDFにつきましては、先ほど土田委員さんからも質問がございました菜の花プロジェクトも絡んでまいります。それから、現在行われておりますし、私どもの環境経済課としてやっております廃油の回収システムも網羅されておりますし、市民団体が行っていただいております廃油の石けんなんかもここの中で完結できると。菜の花で菜種を搾った後の油かすは当然畑へ戻りますし、油は一般販売されて、大口町の方が御利用いただき、地産地消ということで、大口町の中で循環できるというシステムの中で今回上げさせていただいておりますのは、イメージの中の一番左に書いてございます地球に優しいということで、BDF燃料をこちらへ載せさせていただいております。

それから、3枚目の資料3になりますが、ちょっとみっともないコピーになっております。これに

つきましては、業者名が入っておりますので抜かさせていただいています。御了承いただきたいと思ひます。食用廃油の再生燃料化装置ということで、メーカーのパンフレットから拾っておりますが、大きさは、それこそ洗濯機のようなものでございます。これにつきましては、精製速度が約6時間で100リットルという速度を持っておりまして、動力につきましては、3相200ボルト、5.2キロワットの30アンペアということで、2坪ぐらいのスペースでやれますよというもので、非常に省スペースで設置が可能だという装置のパンフレットでございます。

それから、はねていただきますと、フローとなっております、100リットル精製の場合の食用廃油にメタノールと触媒を加えて化学反応させて、軽油所と同様のバイオディーゼル、メチルエステルを取り出しますという工程の図面、それから一番左にございます食用廃油が100リットルからどういった形で精製されていくかというものが順を追って書いてございます。

それから、今度はA3の用紙になるんですが、2枚ほどつけさせていただいております。この2枚につきましては、愛知県のBDF導入拡大検討会議でいろいろ検討されたものを抜粋したものでございます。これの報告書は、A3で100枚ぐらいの資料になっておりますけれども、2枚だけ抜粋させていただきまして、BDF事業モデルの構築ということで、碧南市と大口町モデルを載せさせていただき、その他、想定されるモデル構築のポイントということで、かなり検討が進んでおります。

それから、資料の一番最後には、バイオディーゼルニュースということで、これがバイオディーゼル、BDFに取り組んでおるところのニュースになってございます。

以上の資料を配らせていただきます。資料の説明は以上でございますので、御質問の方をいただきたいと思ひます。

○委員長（齊木一三君） それでは、資料説明をかいつまんでいただきました。この件に関しまして審査をさせていただきますので、よろしくお願ひします。質疑ございませんか。

（挙手する者あり）

○委員長（齊木一三君） 酒井副委員長。

○副委員長（酒井久和君） この件については、吉田委員の方から大変詳しく質問がされておりました。その中で、特に排水の問題などが指摘されておりましたが、ここにも出ておりますように、同じ量の水が大分必要だというふうに書いてあります。排水の状況に応じて、pH何ぼと書いてありますけれども、pH何ぼというのでも、水をたくさん入れればpHは薄くなりますので、そこら辺の感覚がどうかというようなふうにもちょっと今思ったんですが、もう一つは、これは水を使う反応なんですけれども、水を使わない方法というのもあるやに聞いております。これは、エステル変換をするわけですけれども、メチルエステル変換反応というんですか、というわけですけれども、これを苛性ソーダでやるのではなく、特殊な培養液を使ってやる方法があるというようなことも文献に載っておりますが、そういうことは研究されておりますか。同じアルカリ触媒法でやる方法が水を使わなくてもで

きる、こういうようなのが文献に載っておりました。

そのほか、いろいろと触媒方法があるようでございますけれども、世界的にいて、メタノール反応が一般的なようでございますが、ちょっとそこら辺のところも研究されているか。

それからもう一つ、これ危険物を取り扱うこととなります。最初のうちは規制値以下だというふうに説明を受けたように思いますが、一応危険物取り扱いの資格を持っていらっしゃる方がいらっしゃるのかどうか、そこら辺のところもちょうと聞きたいと思えます。

また、菜種につきましても、調べてみますと、少なくとも1町歩当たりで大体油が1,600リッターぐらいはとれるというふうなふうに文献にも載っております。そこら辺のところも、農業公園構想の趣旨も十分理解していただいて進めていただきたいというふうなふうに思うわけでございます。

このプロジェクトについては、バイオマス燃料の普及ということで国のプロジェクトにもものっておりますし、新エネルギー産業技術総合開発ということにおいても推奨されておりますから、積極的に進めるべきだというふうなふうに思いますが、その進め方にももうちょっと考慮していただけたら、年間1,368リッター収集ができたから、それを対応するというのではなく、推定値が3万7,000リッターぐらいあるというふうなことでございますので、ターゲットはそこにあるんだと、そこら辺のところを十分に踏まえた、採算が合う合はんはともかくといたしまして、1,300リッターぐらいでは利用する方も大変だと思います。したがって、安定した商品をつくれるということを目指して、ただPRするだけじゃなくて、調べてみますと、既に国内でかなり営業的にやっている企業もあるようですし、それで車も走っているようでございます。また、外国においても、これのスタンドもあるというふうなこともあるようでございますが、くどいようですけれども、3万7,000リッターぐらいをターゲットにされたいと、こういうふうには思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（齊木一三君） 環境建設部参事。

○環境建設部参事兼環境経済課長（杉本勝広君） 酒井久和委員からいろいろ御質問いただきまして、当然BDFの製造法につきましては、アルカリ触媒法、それから酸の触媒法、酵素の触媒法、超臨界法ですとか、種類につきましては10個ぐらいあります。ただし、一番ここでわかりやすいのは、酵素を触媒にしていく方法につきましては、酵素が高いですとか、大規模でないで採算がとれないですとか、いろいろ条件がございまして、今一番スタンダードなのがアルカリ触媒法、エステル交換です。これが一番スタンダードな方法でございます。

それから賦存量、いわゆる大口町で年間使われる家庭用の廃食油の話が今出ておったんですけども、これにつきましては、国民の食品に関する調査だったと思うんですけども、平成18年のデータを分析したときの大口町内で使われる食用油につきましては3万4,033キロ／年ですね。これをリッターに直すと3万7,814リットルという隠れた数字が出てございます。それに対して、現在、回収実績が1,368リットルということは、ほんのわずかししか回収できていないと。その他のものはどうなっ

ているかと申しますと、若干石けんに回ったりはしておるんですけども、ほとんどが燃やされておるということで、先ほどから環境のところでも私が説明をいろいろ何遍もしておるんですけども、これがきっかけで資源ごみに対して意識が高まっていく。これがきっかけでごみの減量に取りかかっていただく。これをきっかけに、地球規模の温暖化に多少目が行っていただけるというきっかけになれば私は非常にありがたいと思いますし、なぜBDFを進めるかと申しますと、今のリサイクルですと、資源が循環しておるのがなかなか出した方が見えん。いわゆる出口と入り口が非常に離れてしまっている。自分が出した容器包装リサイクルの製品がどういった形でどこへ行って、最終どうなっておるのか、もう見えない状況での循環型が成立しておるわけですけども、これにつきましては、本当に町内で、極端な話、夕べ食べたてんぷらの残り油が燃料になっておるというような形で、一番サイクルの輪が見やすいというんですか、そういった形で資源の有効活用につなげていけんかというプログラムでございますので、何も私も菜の花にこだわって、菜の花からとれた油だけにこだわっておるわけではなくて、いろんな意味でつながりができ、いろんな形でこれにかかわり、油だけを軽油にすればいいという話ではなくて、いろんな人がかかわってくることによる効果というものに期待しての事業でございますので、よろしく願いいたします。

それから、排水に関しましては、確かに多くの水を使いますが、これにつきましては、中和剤、体にも環境にも優しいというポリ塩化アルミニウムという中和剤がございまして、この中和した後に排水放流をしていくということで、排水の方は問題ないということでございます。ポリ塩化アルミニウムにつきましては、人体、環境への影響はないというふうになってございますので、排水の方はあまり心配してございません。

ただ、今、酒井委員からの質問の中にはなかったんですけども、グリセリン、その他有害物質が排水にまざることはないかという検討もされておりますけれども、この機械の場合は一切ないということで、まざりません。排水の中にまざらないということで確認がとれておりますので、よろしく願いいたします。

それから、BDFに係る消防法の関係でございますけれども、これは非常にいろんな法律がかかってきておりまして、基本的には危険物の指定を受けるか受けないか。受けた貯蔵にするのかしないのかということになるわけですけども、指定数量以上の場合は当然危険物の貯蔵の許可が要ると。そして、指定数量の5分の1を超える場合は、丹羽消防の火災予防条例になるんですけども、5分の1を超えた場合は届け出が必要ですよということになりまして、5分の1を超えない場合は届け出も許可も不要だということで、5分の1という数字を持っております。この5分の1が、何に対して5分の1だという話になってくるわけですけども、触媒で使うメチルアルコールですね。このアルコール類が指定数量が400リットルでございますので、80リットルまでという制限がかかってまいります。それから、動物性の油ということで、てんぷら油をどれだけためられるかという話になりますと、

指定数量が1万リットルでございますので、2,000リットルまではオーケーですよという5分の1の基準が一つございます。それから、でき上がった軽油でございますけれども、指定数量が1,000リットルでございますので、200リットルまではオーケーですよという基準でございます。それから、副産物でグリセリンが出てくるわけですが、これは第3石油類になりまして、指定数量が4,000リットルで、5分の1が800リットルということで、これ以内であれば届け出は要らないよという数字がここで持っております。ただし、これにつきましては、1カ所で複数の危険物を持つときは合算されるという原則がございますので、すべて今申し上げた数字が5分の1以下で、すべてマックスを持てるわけではなくて、それぞれの係数、もちろん当然あるんですけれども、掛けたときに、1カ所で保管できる量は当然定まっております。

それから、危険物取扱主任者も必要ございません。御家庭で持つておっていただく灯油を保管しておっていただく状態というふうに考えていただければ結構だと思います。

(挙手する者あり)

○委員長(齊木一三君) 酒井副委員長。

○副委員長(酒井久和君) 確かにこれは、2010年までに何十万キロリットルのバイオ燃料を使おうというようなターゲットが国で出ておったというふうに記憶しております。それに沿ったやり方でやっ
ていければ、これに対しても国の補助とか、あるいは県の補助とか、そういうものはあるのかな
のか、そんなところもちょっとお聞きいたします。

○委員長(齊木一三君) 環境建設部参事。

○環境建設部参事兼環境経済課長(杉本勝広君) これの備品関係の特定財源につきましては、愛知
県の補助には実はないんですけれども、NEEDと申しまして、新エネルギー機構がこれを該当に
しておってくれるようでございますので、当然特定財源は調整に参ります。それに関して、例
えば特定財源を確保しつつ、設備関係までとれるという話になれば、また御相談申し上げる
ことになると思いますので、よろしくお願ひします。

(挙手する者あり)

○委員長(齊木一三君) 酒井副委員長。

○副委員長(酒井久和君) 設置される場所はどの予定なんですか。

○委員長(齊木一三君) 環境建設部参事。

○環境建設部参事兼環境経済課長(杉本勝広君) これにつきましては、実は昨年から
いろんな課と打ち合わせもしております。地域振興課であったり、それから福祉課
であったり、環境経済課であったり、実はハートフルで設置できんかという
ことで、ハートフルの局長さん、それからハートフルの理事長さんと一緒に
先進地を見させてもらったという経緯がございます。今この大口町モデルが、
実はA3の2枚目に「ハートフル」という言葉が多分使ってあると思
いますけれども、一番最初にハート

フルといろいろ打ち合わせしていく中でひっかかっておったのが、いわゆる減価償却の話が当然ございました。減価償却の話があって、それがクリアできんという相談もありましたし、そこが問題点だろうということであるいろいろ考えた中で、大口町が設置したらどうだろうとか、大口町が設置して、軽油を精製していただいて、ランニングコストを引いた残りの利益が出てれば、何とか収益につながるんじゃないかというような発想をしておりました。確かに危険物を扱いますので、授産生の方で、こういう言い方は失礼かもしれませんが、使えるのかなとか、大丈夫かという疑問が当然出てきます。それにつきましては、先ほど機械が洗濯機というような言葉を使ったんですけども、一番最初の段階、いわゆる食用油と触媒を入れるその段階で多少高熱が出るんで、その点は気をつける必要があるんだろうなというふうに今思っておりますし、例えばその保管場所に関して、授産生に対する配慮がこれでは足らんというような位置関係になるやもしれませんので、これについては慎重に、何でも町が押しつけるということではなくて、ハートフルの方で、これだけのことであればやれますという返事をいただいてから取りかかるつもりでおりますし、どうしてもできんという話になれば、大口町として、このBDFをハートフルでなければできないわけじゃなくて、実際の話、リサイクルセンターへ置かせていただいて、精製もできますので、BDFそのものには取りかかっていく予定をしております。できれば、小規模授産所で精製していただいて、私の希望としては、授産所でやっていただいて、そこへ各家庭の人が自分のところで使ったてんぷら油をペットボトルのようなものでもお持ちいただけると、そこにつながりがまたできる。

何が言いたいかと申しますと、実はハートフルまつりの第1回目からずうっと私、ボランティアというんですか、いろいろな形で携わってきておった中で、いろいろ考えさせていただいたのが、いろんな団体を巻き込んでハートフルまつりをやっておっていただけておるんですけども、少しパイプが細いかな。もっと太いパイプだとおもしろいかな。いろんな形でつながりができるんだろうなというのは常々思っておりました。そのBDFが何かのきっかけになり、先ほど申し上げた、夕べてんぷらを揚げた残りの油をペットボトルで授産所へお持ちいただけるというような形も非常につながりができるでしょうし、でき上がった油が、町内のトラクターで使われておる、町内の巡回バスでバイオディーゼルを使って動いておるといふ形になれば、何らかの形でつながりができるでしょうし、何らかの形で複合的なつながりができていくなというふうに思っておりますが、すべてをハートフルさんできちっと仕組みができるまでは当然うちもサポートしていきますし、一緒にやっていくわけですけども、どうしてもできんという結論が出れば、場所を変えていく方法も選択肢の中に今のところ持っております。以上です。

(挙手する者あり)

○委員長(齊木一三君) 酒井副委員長。

○副委員長(酒井久和君) 扱う人の気構えというのか、あるいは苛性ソーダ、水酸化ナトリウムを使

うということであれば、劇薬ですので、そういうものに対する知識を十分にやってもらわないかんし、もしそれをかぶったときにはどう対応するか。そこまで、試行していく面においては、十分に配慮しておかんといいかん、こういうふうにするわけでございます。ですから、そこら辺のところ、ちょっと聞いておいて無理があるように思います。また、できる量が1,300リッターばかりですと、どの車に使うか。不安定な燃料を供給しておってはいけませんので、車自身は特別な装置が要らないとおっしゃるけれども、それなりにやっぱり調整をしていかないかんと思うんですね。そうすると、固定された車はそれしか使えないということに多分なるだろうし、そうしなきゃ、きょうはこちらの車、きょうはこちらの車というわけにはいかないと思はうんですね。軽油と混合で使われや別なんですけど、100%でやろうということになったら、絶対に安定した量の供給、安定した製品の供給というのが必要じゃないかというふうに思います。いかがでしょうか。

○委員長（齊木一三君） 環境建設部参事。

○環境建設部参事兼環境経済課長（杉本勝広君） 当然苛性ソーダが劇物に指定されておりますし、苛性ソーダそのものが劇物に指定されておるんですが、実は廃油石けんをつくる時に使う材料なんですね。一般的に市民団体の方が使われるような材料でございまして、多少知識があればできるだろうというふうに考えておりますが、ハートフルだとするのであれば、念には念を入れた調整は当然必要だと思いますし、授産の方の安全は十分考えていかないかんということは考えております。

それから、安定供給の話でございますが、これ、実は税金の話がついて歩くんですね。軽油取引税がついて歩きまして、B100というんですけれども、100%家庭用廃食油から精製されたものを使う分には税金は要らないんですね。ところが、多少でも軽油がまざってしまうと税金がかかってくる。軽油取引税がかかってくるという問題がございます。それから、品確法というんですけれども、品確法もございます。このBDFに八つぐらい法律がひっかかってきます。当然その法律は全部クリアさせていかないかんわけですが、クリアさせて進めていくということになります。法律を議論する前に、当然安全ということはキーワードになってまいりますので、十分考えてまいりますので、よろしくお願いたします。

○委員長（齊木一三君） 他にございませんか。

（挙手する者あり）

○委員長（齊木一三君） 吉田正委員。

○委員（吉田 正君） まず私、資料を見せてもらって、バイオディーゼルニュースというニュースを見せてもらいました。だから、ここに授産所がたくさん出ているから、授産所でもできるんだということだと思はうんですよ。そういう理屈づけのためにこれをつけたんだと思はうんですが、ところが、よく読めばわかるんですけど、もともと廃食油の石けんをつくっておったところなんですよ、これは。ほとんどみんな、そうなんですよ。そういうことをやっていないところが、いきなりこういう高度な

ものに取り組みと云って、それは無理ですよ、はっきり言って。だから、廃食油の石けんをつくるにしても、水酸化ナトリウム、要するに触媒が要るわけですよ。それはどうやってやっておるのかと云ったら、職員だけではできへんもんだから、普通は。ボランティアの人などが入って、そういう中でやっているんですよ。ところが、あそこのハートフルさんはどうかというと、ボランティアの人がおることはおるんですけども、施設の中でボランティアしていないですよ。そうじゃないですか。僕ら議員が、例えば行ったとしても、中を見せてくれないんですよ。子供たちが落ちつかなくなるからいかなのだと。杉本参事さんがもっと交流をといることを言われるわけだけれども、しかし、それ以前の問題で、何かしから交流を持ちゃいかんみたいな雰囲気は既にあの中に醸し出されているんですよ。だから、油を持っていったからと云って、即交流が生まれるものじゃないんですよ。例えばもっと交流を深めるとするんだったら、今やっている仕事についても、ボランティアをもっと積極的に募集すればいいんですよ。現実それ、やっているんですか。私、それはちょっとかいま見れないんですよ。

今、例えば廃品回収、あれも廃品回収はハートフルの事業じゃないですね、正式に見ると。あれは親の会か何かの事業なんですよ。それからトイレトペーパー、これは後援会の事業なんですよ。だから、ハートフルの授産生の事業じゃないんですよ。今度はそういうのも授産生の事業として取り入れていくという話は私は伺いましたけれども、そういう新しい事業をやりながら、さらにこういうものに取り組みというのは非常に問題があるんじゃないかなというふうに思いますよ、今の現状でいけば。

廃品回収も、今まで持ってきてくれたやつだけを扱っておったわけですけども、取りに来てくれというようなことにも今度は取り組んでいくみたいですね、トラックがあるもんだから。現実に私、そういう連絡をもらったもんで、取りに行ってもらいましたよ、この間も。私自身も毎月のように喫茶店の新聞紙や雑誌をあそこへ持っていくんですけど、何軒かの。そういうことはやろうと思えばできるんですよ、一つ交流ということではいけば。ただし、それとこの問題をすぐにつながっていくのかと云ったら、そういう問題じゃないんですよ。まず、これは、そうした危険な物質も使いながら、既に石けんとか、そういうものに取り組んでいた、そういう授産所が新たに、石けんも売れへんからどうしようかということで取り組みが始まっているんですよ。そういう下地というのが既にあるところがほとんどなんですよ。だから、そういう意味では、職員だけの手ではこんなものやり切れんから、ボランティアの皆さん方の手をかりなければできんんじゃないかなというふうに踏んでいますし、ましてや危険な物質だという認識も職員の皆さん方に本当にあるのかないのか、そこら辺も私、甚だ疑問なんですね。こういうものというのは、障害者のそういう活動をやっている皆さん方のやっている中で、じゃあ今の利用者の方の賃金はこのままでいいのか。もっと賃金をふやすにはどうしたらいいのかという、そういう発想の中から、施設の中の発想から出てくる代物なんですよ。それを、町の

方から、こういうことをやればお金が入ると。リサイクルにもつながると。地域にも貢献しやあと。聞いていると、いかにも押しつけにしか聞こえないんですよ。いいことは確かに言ってみえるんだけど、確かにやること自体は、私、反対はしませんよ。そもいいことだったら、町でまずやったらどうですか。これで収益もちゃんと上がりますということで、まず町自身の実証してみせたらどうですか。安全上の問題も、これこれこういうふうで安全ですということを実証したらどうですか。いきなりこういうものをよその施設へ持って行って、おまえさんところでやってくれというのは、私は、町の姿勢としては非常に無責任極まりないというふうに思います。危険なものを扱うんだからということで、私、本会議でも指摘させてもらった。いいことはみんないっぱい言うんですよ、どこへ視察しに行っても。今の東近江市の愛東町というところもこの中に出てきますけれど、向こうも見せてもらって、確かにできるんですね、燃料は。だけど、廃液とか、そういうのはどうするんですかと聞いたら、それが悩みの種ですと。現実にもそうやって言ってみえたんですよ。グリセリンだって、グリセリンそのものを何かに利用するということではできないんですよ、まだ。だから、岐阜の恵那の方の施設だと思うけれども、多分おがくずとまぜて、それを堆肥にするとか、何かの助燃剤にするだとか、そういう形でやってみえるんですよ、現実の話は。だから、グリセリンそのものもたくさんとれるんだけれども、これも危険な物質であるということについては変わらないですね。だから、いきなりこういうものをあんたところでやりなさいというような持っていき方は、これは本当に無責任じゃないですか。まず、本当にそんなにいい、いいというんだったら、町でやっごらんない。それだったら、まだ検討してもいいなと思っています。だけど、このままハートフルにやらせればいい。ハートフルの収益になるからいい。収益になるといったって、こんなもの、どの程度になるかわからせんよ。そんな試算だって今出てこないじゃないですか、現実の話。そういう意味では、まず町がやっごらんない、そんなにいいというんだったら。それから検討しても遅くないと思います。以上です。

○委員長（齊木一三君） 環境建設部参事。

○環境建設部参事兼環境経済課長（杉本勝広君） いろいろ御質問いただいたわけですが、結局ハートフルへ直接搬入して、ハートフル、おまえさんところでやれというような話ではないかというお話ですが、基本的にはそういうつもりは全くございません。ただ、形として、そういうふうにとられるのであれば、当然町としても、ハートフルとの打ち合わせは今後も続いていきますが、先ほど申し上げたように、念には念を入れて、100%やりますと。やってみますという話になれば、それはいいと思うんですけども、それでなければ、リサイクルセンターの方へ置かせていただいて精製していくと。大口町の方でやってみて、こんなものだがどうですか、いかがですかという話で進めさせていただいて、合意がとれた時点でシフトしていくということは十分考えてまいります、当然。

（挙手する者あり）

○委員長（齊木一三君） 吉田正委員。

○委員（吉田 正君） 最初からそういう取り組みにしないとだめですよ。わからんものを、じゃあ一緒に勉強に行きましょうとって、1回や2回の視察で決められるようなものじゃないですよ、これは。ましてや、私、インターネットを見てびっくりしたのは、水酸化ナトリウムを使うということね。それからメタノール。メタノールだって危険ですよ。蒸発しておったって、目に見えんわけですから、何かの火をとりゃあ大変なことになるわけですね。だから、そういうものを実際にやるとするなら、あそこの車庫のところぐらいしか現実はないですよ。廃品回収事業もやっていかれる。あそこでトイレトーパーも入っておる。そういうのは全部出して、別のところでやってくれ。そういう話になるだけじゃないんですか、今のところ。紙類だとか、そんなものが積み上げてあるようなところの一角で、2坪ばかりの土地があればできるということで、そんなところでやらせるというのは非常に危険きわまりないんじゃないですか、消防法にそれがひっかかろうがひっかからまいが関係なく。違いますか。私は、本当にその状況をやっぱりきちんと見た上で考えれば、今のハートフルのどこかの場所でやらせるというのは無理じゃないかなと思うんですよ。例えば、現実には後援会事業として立ち上げられた温室、あそこも物置のようになっていますよね。この間も私、ハートフルのお祭りで見てきましたけれども、あれももともと新聞にも載りましたけれども、中日劇場だとか、そういうところへ来た女優さんたちがもらったランだとか、ああいうのを引き取ってきて、それをまた明るく年映かせて売れば収益になるといって、あそこで始めましたというような記事も私見ましたよ。だけど、この間も私、見てきましたけど、そんなようなことを今やっておられるようなふうにも見受けられなかったしね。なかなか今のところで本当に続けられることというのは一体何なのかということをやっぴり見きわめないといかんと思うんですね、今の状況を見ながら。私、毎月のように新聞紙を持っていったり何でかしているもんだから、そのときにいろいろ見てくるんだわ、ついでに。温室も本当にひどい状況になっちゃっているし、そういう点では本当に心痛めているんですよ。そういう状況を見ておると、とても私、この事業をあそこで、これから先のことは知りませんが、今の現状であそこにやらせるというのは無理ですよ、私の目からするとね。どうしても町の方でやらせたいというんだったら、私、これは反対せざるを得ないと思っています。以上です。

○委員長（齊木一三君） 環境建設部参事。

○環境建設部参事兼環境経済課長（杉本勝広君） 吉田正さんから何回も「やらせる」というような発言があったわけですが、私の方は別に押しつけるつもりも全くございません。ただ、私の認識が、ハートフルで交流を持つことによって、授産生の子供に迷惑をかけるというようなことが、ちょっと私も認識が不足しておった部分があるかと思いますが、これにつきましては押しつけるつもりは全くございませんので、そのあたりだけ御了承いただきたいと思ひますし、今、御指摘いただいた件も含めて、ハートフルと打ち合わせをして進めてまいりたいと思ひます。

何遍も言うんですけども、何もかも押しつけるつもりは全くございません。失礼な言い方なんだ

けれども、よかれと思ってやった部分があるには、当然私の方もありますが、100%安全でやれるという自信ができた時点でシフトしていくことにさせていただきますし、このBDFにつきましては大口町の施策として取り組んでまいります。ですから、例えばハートフルの方で受け入れられないというような結論が出た時点で、強引に押し込むというつもりは全くございませんので、よろしくお願いいたしますと思います。

○委員長（齊木一三君） 他にございませんか。

（挙手する者あり）

○委員長（齊木一三君） 吉田正輝委員。

○委員（吉田正輝君） 洗濯機ぐらいの大きさということですが、お聞きするんですが、これ、廃油も使われます。菜種でもてんぷら油にされるということですけど、廃油と菜種から搾る油とは、切りかえるときにどうやって、掃除もやるんですね。

○委員長（齊木一三君） 環境建設部参事。

○環境建設部参事兼環境経済課長（杉本勝広君） 吉田正輝委員から、どうも菜種とBDFがくっついちゃっておるんですけども、そうではなくて、菜種油も植物油ということです。ですから、皆さんがどこかのお店で買ってみえる植物性の油と菜種油を一緒に入れても、結構揚げられますよね。その廃油は菜種油に限ったことではなくて、植物性の油であれば、すべてできます。分けなくても大丈夫です。ただ、申しわけないんですが、動物性の油の場合は問題があるんですけども、植物性の油であれば、AというメーカーでもBというメーカーでも。

○委員（吉田正輝君） そういう意味ではないんだ。

○委員長（齊木一三君） 環境建設部参事。

○環境建設部参事兼環境経済課長（杉本勝広君） すみません。ちょっと回答がずれておったようでございますけれども、この機械で菜種油を搾るという……。

○委員（吉田正輝君） 菜種油をつくるんでしょう。

（発言する者あり）

○委員（吉田正輝君） それだけか。菜種を生産させてどうこうというのは違うんかね、これとは。

○委員長（齊木一三君） それはまた違います。

（挙手する者あり）

○委員長（齊木一三君） 酒井副委員長。

○副委員長（酒井久和君） 今、菜種とおっしゃいましたが、家庭で使うてんぷらは菜種というのは主流じゃないんですよ。トウモロコシが大体主流になっているんじゃないかと私は思うんです。それから、大豆の油もあるし、オリーブオイルもいろいろあると思うんですが、アメリカは大豆が主体で、大豆のバージンを使ってBDFをつくっておるわけですね。ヨーロッパは菜種が中心なんだ。菜種で

もいろんな種類があると。その中、やっぱり収穫量の多い、油のたくさん搾れるものを使っていくというのが主流になっておるようですね。とするならば、今おっしゃった菜種ばかりというふうに限定することは絶対できないんですね、廃油は。家庭で使っておるのが菜種じゃないんだから、いろいろあるから。だから、そこら辺のところに製品のばらつきというのが物すごく出てくるんですね。だから、そういうことも含めた、技術的な面も十分配慮されておかなきゃいかんのじゃないか。動物油といたって、まぎってくるのは動物も入るかもしれないですよ。ラードなんかを使うところはほとんどないかと思えますけれども、あるかもしれんということは十分に認識して、こういうものはやっていかなきゃいかんのじゃないかと思えます。要らんことですがけれども。

○委員長（齊木一三君） 環境建設部参事。

○環境建設部参事兼環境経済課長（杉本勝広君） 酒井委員さん、いろいろよく調べておみえのようで、ドイツ、ヨーロッパの方ですと、菜種油、バージン油を使ってBDF、それからアメリカの方ですと、大豆を使ってBDFということで、世界各国いろいろ取り組みは違いますが、バージン油、食料を燃料にする。先ほど申し上げたエタノールですね。トウモロコシそのものを燃料にするとか、小麦そのものを燃料にするということではなくて、使い終わったものをもう一度使ってやるという、基本的にうちの取り組みはそういうふうを考えております。植物性の油ならば全部オーケーです。ただ、出されるときに、ドレッシングですとか、動物性がまじると品質が落ちてくるという問題は確かにございますので、そこら辺は出されるときに、いわゆる家庭の一步目を注意していただきながらやっていくことに当然なっていくますし、車の方も今、コモンレールというんですけれども、同じディーゼルタイプでも噴射方式が変わってきております。そのコモンレールにBDFを使った場合に、機械的な障害が出んかという議論もされておりますし、メーカーが完全に保証せんと。BDFを使った場合に保証せんとという社会的なメーカー側の事情もございます。ですから、そこら辺もすべてクリアさせていく必要もございますし、もともとこの事業の目標だけ間違えんように進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（齊木一三君） 会議の途中ですが、午後1時半まで休憩とさせていただきます。

(午前11時57分)

○委員長（齊木一三君） それでは午前中に引き続きまして会議を再開いたします。

(午後1時30分)

○委員長（齊木一三君） 環境建設部参事。

○環境建設部参事兼環境経済課長（杉本勝広君） 午前中に田中委員さんから御質問いただきました米の関係でございますけれども、調べましたので御報告申し上げます。

農協の買入れ価格につきましては、19年産「あいちのかおり」1等でございますが、1万800円で1俵当たり引き受けがされておりますが、これはあくまでも仮渡しというどうも制度のようでございます、本精算に入りますとプラス2,000円程度ふえるであろうということでございますので、19年産大口町の「あいちのかおり」1等1俵が1万2,800円ぐらいというふうに回答させていただきます。なお、19年産の入荷個数でございますが、JA愛知北の引き受けトン数ですけれども3,000俵弱でございます。

なお、農協を通さないのはどれくらいあるかという質問もございましたが、これについては数字を把握していないという回答をいただいておりますが、担当の感覚では約2倍ぐらいあるのではないかなというような回答を得ておりますので、御報告申し上げます。以上です。

○委員長（齊木一三君） それでは午前中に引き続きまして、農業公園構想用備品の関係につきまして質疑のある方ございませんか。

（挙手する者あり）

○委員長（齊木一三君） 吉田正輝委員。

○委員（吉田正輝君） てんぷら油の再生ですが、ここに書いてある、大口町の年回収という予定、目安としては1,368リットルですか、これは、という意味ですか。

○委員長（齊木一三君） 環境建設部参事。

○環境建設部参事兼環境経済課長（杉本勝広君） ただいま御質問いただきました大口町でのてんぷら油、廃油の関係でございますけれども、1,368リットルは平成18年度に回収した実績でございます。以上です。

（挙手する者あり）

○委員長（齊木一三君） 吉田正輝委員。

○委員（吉田正輝君） 1日100リッター精製能力、最高200ですが、1日100リッター精製能力があるということは、これは14日分ぐらいしかないということですね。あとはどういうふうにされるか。どこから、いろんなスーパーとか、全町どころか、この周辺市町から集めてくるとか、そういう予定で一応計画を立てられるんですか。

○委員長（齊木一三君） 環境建設部参事。

○環境建設部参事兼環境経済課長（杉本勝広君） 今申し上げました回収実績につきましては、わずか1,368リットルしか町内で回収できていないという意味でございます。つきましては、その推計のところ、下に書いてございます6,419リットル、年。恐らく推計値というか、推計で6,419リットルまでは回収できると。さらに、大口町の中には3万4,033キログラム、3万7,814リットルの廃食油があるということなんです。皆さん各家庭で、約7,700世帯2万1,677人で計算しておるんですが、この方が食事なんかで使われる年間に使う量が年1人1.57キロ使うというデータが出ておるわけです。

ね。それを2万1,677人で掛けますと、3万4,033キロ使われておるといことなんですね。そのうちのわずか実績としては1,368リットル、推計値として6,419リットルしかないわけです。ということは、残りがすべて焼却処分にされておるといことなんですね。ということは、資源がここで焼却処分にされておるとい考え方をしておりますので、1,368リットルではなくて、基本的に私どもが考えておる大口町内に存在というんですか、賦存しておる量が3万7,814リットルと考えておりますので、もちろんそのすべてが回収できるというふうには思っておりませんが、まだまだ十分燃やされておる資源があると。それを回収していくための事業というふうにとらえておりますので、よろしくお願いたします。

(挙手する者あり)

○委員長(齊木一三君) 吉田正輝委員。

○委員(吉田正輝君) 3万7,000、そういうものがあると計算されるという根拠は、そういうてんぷら油が販売されているとか、そういうものから推計してのあれですね。

○委員長(齊木一三君) 環境建設部参事。

○環境建設部参事兼環境経済課長(杉本勝広君) この1.57キログラムといいますのは、平成18年度の国民の食品の消費に関する調査、全国的にどうか、一般的に発表されておる数字なんですけれども、その数字を引用しております。ただ、地域的に大口町の人がすべて1.57キロ使っておるかという、これはあくまでも統計データですので、はっきりどうか、大口町の人はどうだという質問になるとお答えできないわけなんですけれども、日本全国平均的にこれぐらい使われておるといデータが出ておりますので、そのデータに基づいて使っております。

(挙手する者あり)

○委員長(齊木一三君) 吉田正輝委員。

○委員(吉田正輝君) それは難しい計算になると思うんですが、てんぷら油で揚げたものを食べて消費したとか、その製品を買ってきて食べたとか、そういうことも入ると思うんですが、最近の核家族になって消費というのは、恐らく2人か3人のところで夫婦共稼ぎをやっているということで、てんぷらをじかにうちでやるという家庭は最近聞いてもほとんどないもんね。そういうところから見ると、こういう油、廃油が出てくる率というのは、私は本当にこの千三百どんだけにプラスされてもわずかだと思うんですよ。僕はそう思うんですけどね。その辺は潜在的なものがあるということとってみるんであれですけど、ちょっとその辺の計算が甘いなというふうにもとれるんですけど、それと、今ここにモデルのあれでやってありますけど、精製場所はハートフルでやるということをはっきりうたってありますけど、こういうことだと、同僚議員が危ない、私も確かにあの方たちは、気の毒だけど、そんなことを言っはいかんですが、こういうことをやっていく能力というのはないと思うんですよ。

そういうことから考えて、それと、ハートフルの使命は利益が乗らないことにはいかんということもありますよね。損してもやってもいいとか、そんなことではない。例を挙げますと、町が勧められたそのきんもくせいの豆腐をやるというときに、例ですから言いますけど、そのときに、300円とか400円原価はかかるけど、あるやめられた議員が、そんなことで経営がやっていけるかと言ったら、答えとしては、その職員の働く楽しみにやっておるとかいう回答があったんですよ。そんなとんでもない話で出てきては我々は賛成できないんですよね。そうしたと思ったら、知らん間にきんもくせいはもうやめちゃってあれせんなんていう話まで出てくる状態だもんですから、それで僕は、とにかくこういうことがあるんですよ。議員たち、そのときに認めておいて後で文句を言うと、今さら何を言っておるといふ言葉をしょっちゅう僕は受けるんですよ。そういうことだったら、初めからこれは反対していかな後で文句が言えん、意見が言えん、そういうふうに思うんですけど、その辺はどういうふうに。

○委員長（齊木一三君） 環境建設部参事。

○環境建設部参事兼環境経済課長（杉本勝広君） まずハートフルの話ですけれども、午前中にいろいろお答えさせていただきました。スタンスは変わっておりませんが、100%やれるというところにたどり着かない限り、当然そちらの方でお願いするという形にはなりません。それにつきましてはお約束しておきます。当然のことでございます。

それからもう一つ、収益の話でございますけれども、一番最初に打ち合わせをやった中で、ハートフル自体が減価償却のものを、償却資産を考慮しておるといふことで、いろいろ議論したわけですが、当然このBDFにつきましては循環型社会の構築、さらには資源の活用という、地域資源の活用という本旨のもとに、イニシャルコストは大口町で負担して、イニシャルコスト、いわゆる設備を投資しましょうと。設備を投資したときに、じゃあランニングコストはどうだとか、いろいろ議論はしております。これはリッター30円ぐらいのランニングコストがかかるわけですが、本会議のところでも私がお答えさせていただきましたけれども、今、1リッター125円、軽油が市場価格125円ですね。125円から30円引いた95円がすべて収益になるかという、そういうわけではないんですね。実は、これは、例えば資材が上がるだとか、電気代が上がるだとか、いろいろ出てくるわけですが、必ずそこに利益が出るようにはなっておるんですね。

ただ、その仕組みとして、午前中も申し上げたんですけれども、それじゃあハートフルの人が各家を回って油を集めたらどうだろうとかいう話になってきたときには、これはもうランニングコストが1リッター当たり100円とか、そういう数字が出てきます。その運送料の話、それから人の話から含めたときに。それで、私が30円と申し上げたのは、一般の家庭で使われた、これは燃やさずに資源になるぞという感覚でお持ちいただければ、30円よりも安くおさめることができるんですね。できれば私はそういう形で油が持ち込まれるような形が仕組みかなというふうに考えておるわけですが

も、午前中、吉田正委員が言われたように、いや、実はそうじゃないんだと。授産生と人と会わせていかんときもあるというお話もお伺いしましたので、そこら辺のシステムはまた構築していく必要があると思うんですけども、ランニングコストそのものは機械そのものが動かなければかからないことはかからないんです。電気代にしても水にしてもすべてかからないわけですけども、100リッターできた時点で9,500円という利益は出てくる。もちろん販売の問題も出てきます。いろんな問題が出てきますけれども、それを一つずつクリアさせていくと。それがいけるという判断をしていただいたときに取りかかっていただければ、私はそれでいいと思いますし、それまで当然大口町としてもこのBDF事業は進めてまいりますので、例えばリサイクルセンターでやっていくとかいうことも考えております。すぐいきなりハートフルへぼんと持って行って、おまえら勝手にやれと、そんなつもりは全くございませんし、十分な調査をして取りかかってまいります。以上です。

(挙手する者あり)

○委員長(齊木一三君) 吉田正輝委員。

○委員(吉田正輝君) いろいろと考えてもみえるんですが、午前中の回答の中に、この廃油を集めるためには、これを起点にしてごみ減量につながればというような回答がされましたね。そういうふうにつながれば結構なことですが、そういうふうによくいくかどうかもちよっとわかりませんが、とにかくいろいろと難しい問題もあるでしょうし、この今の報告の中だけでは、2週間足らずの操業しかできないということやね。これを毎日というか、1週間に5日間とか、そういう100%までいかにしても80%ぐらいの稼働率によってこそ生まれる利益だと思うんですよ、これも。そういうこともあって、それだけの油が潜在能力はあるということですから、それを集めるいろいろなこれから工夫をされるんでしょうけど、これがもしできなかって、そういう思うように油が集まらなくて、廃油が集まらなくて、もうこんなもんやめたなんていうことは絶対にないように。その時期になって、我々が反対しておったけど、どうしてもやるという熱意に負けて賛成したと、例えば。そういうことで、そのときには言ったんだけど、そのときになって、おまえら賛成しておいて何を言っておるかというようなことを僕らが言われんように、そういうことを確約してもらえますか。

○委員長(齊木一三君) 環境建設部参事。

○環境建設部参事兼環境経済課長(杉本勝広君) 非常に確約するという、言葉を選ぶんですが、当然、このBDFを初めポイント制の話、それから去年からいろいろ取り組んできておりますし、これからもまたいろいろ取り組んでまいります。これはもちろんごみ減量の話が大前提にありまして、私どもも思いつきですべて取っかかっているわけじゃなくて、いろんなリスク、いろんな場面が出てくるといことは職員の中でもやっぱりいろいろ議論しております。それで、我々の目的は、ごみを減量するという目的の一つの手段というふうにとらえておりますし、当然これだけの予算を認めていただくということになれば全力投球でかかってまいります。結論が出るのはまだ、半年先に出るとは思っ

いませんし、1年先、2年先、時間がかかると思いますが、継続した中でごみ減量の啓発をしていく材料として活用してまいりたいと思っておりますし、今委員が言われたように、その責任はどうかという話になったときにつきましては、我々も思い切り取りかかってまいります。その結論はまた2年先、3年先に私がどういう御批判を受けてもそれは甘んじて受けますし、それなりの覚悟で取りかかってまいりますので、よろしく願いいたします。

(挙手する者あり)

○委員長(齊木一三君) 吉田正輝委員。

○委員(吉田正輝君) それで、僕らもこういういろんな批判めいたことを言うんですけど、余談になるんですが、僕ら議員も1年に1回ぐらい、いろんな講習会とか講演会なんかを聞きに行きます。ある神戸新聞の記者が講演されたときには、幾ら保守系であっても、間違ったことがあれば、町長が出す間違ったことは、行政の方から出す間違ったことがあれば反対しなさいと。反対できんような議員だったら即やめなさいと。町長も一緒に聞いてみえるんですけど、そのことはね。そういうことを言われて、僕らは正直にそういうことも思って、事実、僕らもそうだと思うんですよ。この間、犬山の講演会でもそういうことをやっぱり、最近の講演にはそういう話がしょっちゅう出るんですよ。そういうことであえて嫌なことも僕は言うんですけど、今のきんもくせいのように、知らん間になくなっちゃってやめちゃったよというようなことがないように、もう一つ言えば、さくら屋だって今何かおかしなことになってしまっておるとかいうことで、いろんな問題が出ています。そういうことに、あやふやに終わってしまわんように、これだけはある程度の、責任とれなんていうことは言いませんが、我々が後でこうだったではないかと言えるような、行政の方は言われぬような進め方をしてほしいと思いますけどね。

○委員長(齊木一三君) 環境建設部参事。

○環境建設部参事兼環境経済課長(杉本勝広君) 大変貴重な意見をいただきました。当然、先ほども申し上げたように、この事業、これだけの予算をお認めいただくということになれば、私どもそれなりの覚悟で取り組んでまいりますし、当然、失敗というんですか、いろんな山にぶち当たると思いますが、ぶち当たると思いますが、その都度また御相談申し上げながら進めてまいりますし、いろんな御意見を真摯に受けとめながら事業を進めてまいります。途中でというか、今申し上げたプランが途中で変わることも当然考えられますし、変えなければいけないときが必ず出てくると思っていますので、その時点では相談して切りかえて、とにかく目的を間違えぬように覚悟して進めますので、よろしく願いしたいと思っております。以上です。

(挙手する者あり)

○委員長(齊木一三君) 吉田正輝委員。

○委員(吉田正輝君) 本当に担当者の方はしっかりそういうこともやってみえるもので、僕らもでき

るだけの協力はせないかんですけど、油を集めてこいと言えば集めるような方法も各区で協力してやらないかんですから、その辺のところはひとつ頑張ってやっていただきたいと、そのようにお願いしてやめます。

(挙手する者あり)

○委員長(齊木一三君) 酒井副委員長。

○副委員長(酒井久和君) ちょっと関連で一つお願いしておきます。先ほどからテストトライアルだから1,300でいけるというふうにおっしゃっておりますが、機械というのはいつも稼働状態にしておくというのが一番調子がいいんです。特に化学反応をさせるような機械は、きょう使ってまた来月1日しか使わんと、こうなりますと、その都度その都度洗浄しなければいけないんですね。だから、物すごく手間がかかるんじゃないかというふうに予測されます。ですから、稼働率をできるだけ上げるということがやっぱり機械を調子よく使っていく、化学反応をさせるということですから、調子よく化学反応もしていく、こういうふうに思います。

もう一つ、どうも機械を見ていると物すごくコンパクトにできておりますが、コンパクトにできておるということは、水をためるタンクがここの中にあるのかなのか見ておらんのでわかりませんが、100リッターに対して80リッターの水が必要だというふうに書いてありますが、この水は捨てなきゃならんということで下水へ流されるんだろうと思うんですけども、これが量が多くなってくると、同量の水が必要なんですね。そうすると、そうおっぱに流すということもいかなのじゃないかなと、排水規制にひっかかってくるんじゃないかなというふうに思います。それで、我々が先ほど説明ありました愛東町の菜種館を視察したときには、その水がタンクにたまっているような装置だったと私は記憶しているんですね。だとするならば、だからスペースが大きかったかもしれません。こんなコンパクトではなかったんですから。ですから、私はちょっとわかりませんが、そういう問題も十分に配慮してほしいなど。例えばこれは洗うときに水をおっぱに流していってしまうようなシステムになっておるのかどうか、そこら辺もよくチェックしていただいて、ひとつ機械の状況、これに限らないと思いますので、十分に精査していただいて機械というものに対することも調べてほしいというふうに思います。

以上、ひとつ難しい問題がたくさん提案されておりますので、十分にクリアはして努力してもらわないかと思えます。よろしく願いいたします。答弁はよろしい。

○委員長(齊木一三君) 他にございませんか。

(挙手する者あり)

○委員長(齊木一三君) 土田委員。

○委員(土田 進君) 町全体で3万7,000リッターぐらい使われているのではないかということに対して回収が非常に少ないということは、これを少しでも多く集めるための方法を考えなきゃいけない

と思います。どこの家庭でも油をどのように保管しておいて集積場まで持っていかということ、ペットボトルなんかですと口が小さくて入れにくいということですので、これを機会に、3リッターでも4リッターでもいいですから、そういう小さいポリ容器、口の大きいね。そういうものを全戸に支給されて、そのポリ容器に宣伝文句でも入れてやられたら回収はよくなるのではないかというふうに思いますが、御検討をよろしくをお願いします。

○委員長（齊木一三君） 環境建設部参事。

○環境建設部参事兼環境経済課長（杉本勝広君） 今、土田委員から大変貴重な御意見をいただきまして、実は私もこの話が動きかけたときに、百均へ行ってじょうろを買ってきたんです。買ってきて自分でやってみたんですが、入れにくいのは事実です。入れにくいのは事実なんです、じょうろがあればできるなど自分で判断させていただきましたし、今言われたように、そんな1リッターのペットボトルでなしに足腰のしっかりしたポリタンクの方が使いやすいだろうという御意見、ありがとうございます。これにつきましては、御協力いただける御家庭に、例えば今ポイント制をやっておるんですけれども、できる、私はやるという家庭に、全戸に配布するということじゃなくて、やりたいと、やってみたいという人に対して配布できるようなシステムを考えてまいりますので、よろしく願いいたします。

（挙手する者あり）

○委員長（齊木一三君） 田中委員。

○委員（田中一成君） 100%これを軽油の代替として利用しないで混合して使う場合には、軽油引取税がかかると。これは非常に大きな負担になると思うんですが、それが100%ということにはならない、多分混合して使うことになるんでしょうけれども、そのことの説明をひとつしていただきたいなと。

それから、関連法律が11あると言いましたか。関連する法律、九つですか。一度、どういう法律か自分で調べますので、それを一回教えてほしいのと、それから、これは土田委員からも出ましたけれども、今ずっと説明を聞いておりますと、これは環境に配慮したごみの減量といいますか、有資源物のリサイクルという要素が強くて、農業公園構想の一端というとらえ方じゃなくて、やっぱり衛生費の中で環境や循環という趣旨だなというふうにしてずっと聞いていたんですよ。これはなぜ農業公園構想の費目に上がってくるのか。というよりは、住民の皆さんに資源物は有効に使いましょと、リサイクルして使いましょと、そういう啓発事業だとすれば、これは計上する予算の科目が違うんじゃないかというふうにも一つは思います。

それから、今367万5,000円の予算が計上してありますけれども、この機械自体が一体幾らなのか。備品購入費というのは、この機械1点だけの費用なのかどうなのか、ちょっと教えてください。

○委員長（齊木一三君） 環境建設部参事。

○環境建設部参事兼環境経済課長（杉本勝広君） まず法律の関係でございます。これは非常に複雑になっておるんですけれども、法律名だけ申し上げておきます。まず消防法、当然ひっかかってきます。それから、その消防法に基づいた丹羽消防の火災予防条例がかかってきます。それから廃棄物の処理法、当然これもかかってきます。それから廃棄物の処理及び清掃に関する法律、続いて、品確法というんですけれども、揮発油等の品質の確保等に関する法律、これもひっかかってきます。それから地方税法、田中委員が言われた軽油取引税はどうなるんだという話になってくるんですが、地方税法の軽油取引税、それから道路運送車両法、ここらあたりがひっかかってきます。それからもう一つは、酒井副委員長が言われた水質汚濁防止法等々がかかってきますし、油を回収する、油を運ぶとなると廃掃法がかかってくるという形で、かなり法律が複雑になっております。

それから軽油取引税の関係でございますけれども、このBDFの場合、D100ですとかD5、D10とかという言葉を使うんですけれども、D100、廃油を精製した油を100%使う分には税金はかかりません。ところが、100%でその車両が動くかということ、そういうわけにもまいりませんので、混合率を、B5の場合ですと5%、B10の場合ですと10%という形でまぜることによって揮発油税が発生してまいります。そうすると今度、揮発油税は県税ですので、県税へ納める形になってきます。ですから、私どもとしてはできればB100を使えるような形で構築できればいいと思うんですが、まずこれは不可能な話になってきますので、揮発油税との兼ね合いが一つ絡んできます。それから道路運送、地方税法で言っておる揮発油税は車両に係る税金でございますので、耕運機ですとかからないんです。実は耕運機を使う場合にはかからないんですが、じゃあ耕運機、トラクターが、道路を走らせずに、軽車両じゃなくて、田んぼを耕すだけの、畑を耕すだけの車両ならいいんですけれども、道路を走ることによってこれが発生してくると。いろんな法律が絡んできます。

農業公園構想で組むべきか、循環型で組むべきかという話でございますけれども、農業公園構想については、午前中にも答弁の中でいろいろ私が言葉として使っております「交流」ですとか「景観」ですとかいったものを含めた形で全町的にやっていきたいという構想でございます。先ほどのフローを見ていただいたとおり、菜種かすなんか農地に返っていきたくらうと、それから当然教育に対して給食なんかでも使えんかとかいう発想のもとで構築しておりますので、いろんな切り口の中で農業公園構想で組ませていただいておりますので、よろしく願いいたします。

（挙手する者あり）

○委員長（齊木一三君） 田中委員。

○委員（田中一成君） 廃食油を大量に仕入れようと思ったら、まず給食センターの廃油に着目しなきゃいけない。それは取得はできますよね。それから、私ども共産党の会派で栃木県の自治体の方に訪問しましたけれども、やっぱり食料残渣など、あるいは畜ふんなどで堆肥をつくって堆肥農業をやっていましたけれども、そのときに最も大きな仕入れ先は、ホンダ工場というのがあって、そこに従業

員が1万人以上いると。そのの食堂で残った御飯などを大量に仕入れるというよりも、収集運搬料をいただいて、そしてそれを引き取って、それを堆肥にするということで、感心して帰ってきましたけれども、そういう意味からいえば、大口町の事業所内の食堂で使う廃油、そういうところに着目をすれば一定量は確保できるんでしょうけれども、しかし、事業所は事業所で既に処理方法やそういうルートができておれば簡単には手に入らないかもわかりませんが、今ですと各家庭だけを対象にしておりますけれども、事業所系統や給食センターや、そういうところにも着目をして、資源の有効利用、環境の保全、そういうことで進めるのであれば、前提を各家庭だけに置くんじゃなくて、そういう広範囲に着目をして、事業所などの協力も得られるような形をやっていかないと。つまり、環境問題は、大口町は企業や事業所がいっぱいありますので、そういうところとやかに協力・協働していくかということが大事なんです、残念ながら、例えば大手スーパーなどからなかなかそういう、口ではいいですねと言っても協力が得られない実態があるというふうに私は見ておりますけれども、そういうことで、いわゆる環境に配慮した総合施策を事業所とも協力・協働していく、そういうものの一環としてこういうものもあるというふうに私は思うんですね。

それで、各工場で、理解していただいたところには大口町との間に新しい形の公害防止協定なども結ばせていただいて、最近はその発表は余りデータ的にないんですけれども、そういう視点も含めて、各事業所で公害を防止する、環境をお互いに守っていく。強いて言えば日本でおくれているのは、地球温暖化対策について企業に対して枠をはめていない。自主規制に任せている。それで数値目標が不明確で、日本とアメリカとカナダが地球温暖化防止で妨害者だといって非難を受けるような始末ですよ。ですから、住民の意識というのはいろんな意識がありますけれども、環境を守りたい、地球温暖化防止にも何かしら自分も貢献したい、そういうものの一環としてこの廃油の問題もあると思うんですけれども、土田委員からも、そういうものを回収する具体的な方法、そういうものが各家庭にも行き渡らなきゃいかんと思いますし、今、月2回の収集日のうちの1回ですか、廃油を集めているのは、今は1回だけでしょう。それが知られてないんです。こんな小さい缶が置いてあって、持ってくる人は数人ぐらいですね、さつきを見ていても。そういうのは収集されているということも知らないし、例えば剪定枝なんかもまだまだ知られてないですよ。剪定枝とか廃油とか、そういうものについて、やっぱり別刷りの紙とか広報無線とか、そういうことでやらないと知られていないものですから、さつきヶ丘の自治会では、剪定枝はここに持っていけばいいんですと、いついつ持っていけばいいんですと、いついつは休みですというのを、これは区長さんがつくられたのかどうか知りませんが、地図つきで持ち込み可能な時間帯も書いて回覧をされておりましたよ。うちの家内がそれを見て、お父さんが教えてくれなかったけれどもこういうことかといっただけで見ていましたけれども、そういうことで、結局、廃油の回収は今のところ本当に一部の方しか知られていないんですね。

そういうことも含めて、なかなか課題はいっぱいあると思うんですが、とにかく高い機械を買って

やることですので、いろんな準備を整えて、視点を定めて、事業所などとの共同作業もあるんだということも含めていかないと成功はしないだろうなというふうに思います。以上です。

○委員長（齊木一三君） 環境建設部参事。

○環境建設部参事兼環境経済課長（杉本勝広君） 先ほどの質問の中で一つ答弁が漏れておりました。367万5,000円の予算はどういうふうだという質問の回答をしておりませんので、それを最初に回答させていただきますが、367万5,000円は備品、機械だけのお金でございます。

続きまして、給食センターですとか企業とタイアップ、当然という話なんですけど、これは産業廃棄物と一般廃棄物の区分けの話が実はございます。そこも今検討しておるんですけども、有価物として買い取ったらどうだとか、今いろいろ考えておるところでございます。適法にやろうとしておる、目標を、何遍も言うんですが、ずれないように形で仕組めれば、当然企業とのタイアップ、今、企業が求められているのが環境対策を求められている話でございますので、当然企業の御協力をいただきながら進めていくことになるかと思えます。参考にさせていただきます。

それから給食センターの廃油につきましては、今、産業廃棄物と申し上げたんですが、事業主の大口町が大口町で処理するとすれば、一般廃棄物の方にいくんじゃないかというところまでは考えております。できるだけ燃やさんようにしていきたいということでございます。

それからあと地球温暖化の話と、それから剪定枝の話もいただきましたが、もっとPRできるようなことを考えながら進めてまいります。このBDFのPRだけじゃなくて、BDFのコマーシャルをするのであれば、剪定枝の話もさせていただき、資源の回収もさせていただきという形で、なるべく皆さんの目にとまるような形の啓発の方法を考えてまいりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（齊木一三君） ほかによろしいですか。

（発言する者なし）

○委員長（齊木一三君） ないようですので、続きまして款7.商工費、144ページから150ページでございます。

（挙手する者あり）

○委員長（齊木一三君） 吉田正委員。

○委員（吉田 正君） 147ページの商工業振興資金の融資保証料並びに商工業振興資金の利子補給ですけれども、それぞれこの保証料と利子補給というのは補助率は何%なんですか。

○委員長（齊木一三君） 環境建設部参事。

○環境建設部参事兼環境経済課長（杉本勝広君） 答弁がおくれて申しわけございません。147ページの商工業振興資金の保証料でございますが、2本立てになっておるんですけど、保証料の100%を補助できるように今しております。利子補給につきましては1,000万までの融資の方に対しては100%、1,000万を超える利子補給はしてございません。

(挙手する者あり)

○委員長(齊木一三君) 吉田正委員。

○委員(吉田 正君) 私は前、協議会のところでも聞いた覚えなんですけど、この間の本会議でも質問しておらんかったけど一生懸命答弁してみえたんですけど、要するに信用保証協会の保証は100%ではないということですね。貸し出しのお金に対する保証は銀行が20%、銀行も保証しなければならない、こういうことになってきたんですね。そのことによって貸し渋り等が起こる可能性があるというようなことも言われましたけれども、現実、今どういうふうにその貸し出しが行われているのかというと、私もちょっと聞いたんですけども、銀行主導ですね、完全に。要するに必要な書類を全部出させる、先に。今までだと、要するに保証協会の方がいいよと言う案件に対して後から例えば3年分の申告の写しを提出するとか、そういうことになるんですけども、最初の申し込みの段階から銀行にそういう書類が全部提出されることになっているんですよ、どうも。そのことによって、融資がされるのかされんのかわからんにもかかわらず、全部その借りようと思う人の情報が銀行に流れちゃうんですよ。これは私は非常に問題じゃないかなというふうに思うんですよ、こういうやり方というのは。借りれるか借りれないのかわからんのに、書類だけ先にどんどん提出させられているんですよ。これは個人なら個人だし、会社なら会社だけれども、そういう情報が融資ができるできんにかかわらず全部流れていっちゃう。こういうやり方というのはいいんですか。

○委員長(齊木一三君) 環境建設部参事。

○環境建設部参事兼環境経済課長(杉本勝広君) 昨年10月からシステムが変わりました、10月1日から。責任共有制度というんですけども、いわゆるリスクを分担するというで、信用保証協会が今まで100%であったものを80%、それから金融機関がゼロ%から20%ということで、責任の分担をしたということでございます。結果どういふことかといいますと、今、吉田委員が言われたとおり、金融機関の責任がリスクが大きくなったということでございます。これにつきまして、今、書類の話をされたんですが、金融機関はもちろん守秘義務がございますでしょうし、金融機関も書類審査をしていく以上、やっぱり書類は要るんだろうなというふうに今思いますし、ある程度仕方がない部分なのかなという気は今しております。

それから、実は金融機関の方が今融資を進めておりますのは、セーフティネット資金へシフトしております。これは本会議でも多分私申し上げたと思うんですけども、これは信用保証協会がまだ100%保証しておってくれるんですね。ですから、どっちかという今までのような信用保証の仕組みではなくて、セーフティネット、いわゆる金融機関としてリスクが少ない方へ誘導しておるのは事実のように私ども窓口で聞いております。以上でお願いいたします。

(挙手する者あり)

○委員長(齊木一三君) 吉田正委員。

○委員（吉田 正君） セーフティネットも、これは期限がたしかあったはずなんです。もう間もなく多分その期限も切れるんです。そうすると、そのセーフティネット、これは多分、安倍首相のときにこういうのをやろうということになってたしか始まったはずなんです。そのときのセーフティネット的な融資というのも中小企業には必要だろうということで、それで去年の4月ぐらいだったかな、そのくらいのころの国会のやりとりの中でそういう議論が多分出てきたやっだと思うんですけども、それも期限があるんです。その融資が受けられる。ことしの5月ぐらいですか、何月ですかね、たしか期限があるんです。それが結局終わってしまうと今度はどうなるのかということ、これは銀行が20の保証協会が80%ということで、それぞれ責任を共有するという、今言われたとおりの融資しかなくなっちゃうんです。だから、今まで保証協会がこの内容だったらオーケーですよとおったものが、銀行の方がこれではいかんということになれば、結局、融資が受けられなくなっちゃうんです。どっちが主導かといったら、結局、銀行主導でやられちゃうんです、これ。だから、今までだったら融資を受けられたのに、今度は何で同じ内容なのに融資を受けられんのだという話がこれからどんどん出てくると思うんです。そういう意味では、この責任共有制というのは非常に借り手には不利な条件に実はなっているんです。

それで、これがために、例えば保証人、一応、無担保無保証人ということを使いながら担保をとるだとか、そういうことに話が発展しかねないんです。担保をとるというのは、人の命を要するに人質にとるのが担保だというふうに私は理解しておるわけですが、そういう意味では、本当にひどい貸し出しの制度の改悪じゃないかなというふうに私は考えています。この点について、やっぱり町としても、今までどおり保証協会に100%保証してほしいという要望も各自治体から出してもらわないと、これから本当に大変なことになるというふうに私は思いますけれども、その点はいかがですか。

○委員長（齊木一三君） 環境建設部参事。

○環境建設部参事兼環境経済課長（杉本勝広君） 言ってみえることも当然の話だというふうにとらえるんですけども、これは制度上の話ですので、じゃあどうしようという話にもならないということだけ御理解いただきたいんですけども、私どももこの信用保証協会の方へ会う機会もございますのでそういったことは申し上げるんですが、何分にも国の制度の話で、一市町村の担当課長が申し上げてさあどうなるかという話ではありませんが、思いの方は当然伝えてまいりますので、よろしく願いしたいと思います。

（挙手する者あり）

○委員長（齊木一三君） 吉田正委員。

○委員（吉田 正君） 当然、町村会とかいろんな場、会合があるわけですので、そこら辺も担当としてきちんと町長にも伝えて、そういった場でも要請してもらわないと非常に大変なことになると思い

ます。それで、銀行があらかじめ、その融資をするせんにかかわらず、先に全部書類を出せ出せとい
って出させられる。ただじゃないですからね、そういう書類だって。そうでしょう。それで、結構な
書類をつくらないかんのですよ、本当の話。そういうものを先に出させておいて、融資するかどうか
ということは度外視で、その経営内容だけ先にどんどん把握していくという、要するに情報を銀行と
してはとりたいんですわね、融資するせんは別にして。そういう意図があるとしたか感じられないよう
な今の貸し出しの仕組みに実はなっているものだから、そこは行き過ぎじゃないかということ
で、やはりきちんと担当課としてもそういったところは金融機関等にもきちんと指導していただく
ということが私は必要なんじゃないかなと思うんですよ。責任共有制といいながら銀行主導の融資なん
です、これは実際には。それが問題なんです、これは。だから、そこら辺をよく御留意いただきたい
というふうに思いますので、よろしくをお願いします。

○委員長（齊木一三君） 他にございませんか。

（挙手する者あり）

○委員長（齊木一三君） 田中委員。

○委員（田中一成君） 尾北自然歩道関連や五条川の桜についてお伺いしますが、五条川の桜も、年数
がたってきたせいもありますが、いろいろと手当てをしなければならないということで手当てをして
いただいておりますが、一つ有識者から指摘をされているのは、尾北自然歩道の整備の仕方ですね。
結局、桜の根っこの上をかたく締めて、根を傷めているということにつながっていると。ああいうや
り方では、桜が早く老化をしていくのは当然ではないかという御指摘があります。桜も、長くもって
いるのは自然環境のいい、人間が踏み入れられることのないように、根もきちんと保全できるような
環境をつくってこそ桜も寿命が延びるといふように指摘をされたわけでありませうけれども、そういう
ことに留意をした尾北自然歩道の整備をしていかなくちやいけないんじゃないかということが一つで
す。

それから、そういう遊歩道を整備すればするほど、今のようなやり方ですと五条川の桜の寿命を短
くしているということになるわけですけれども、一方でこういう予算を見ますと、桜障害や病害木の
処置及び補植業務で403万円とか、桜の保存事業の協働委託料で60万円とかいうことで、また一方で
お金をかけているわけですけれども、これはどういう内容なのか。これは、一方で傷めつけておきな
がら、また一方で助けようとしてこういう費用がかさんでいるというような悪循環ではないかなとい
うふうに思いますが、いかがでしょうか。

それからもう一つ、ふれあい池の管理事業ですが、今までやっていただいていた皆さんができなく
なったということで、新たな管理者募集などのポスターもつくっておられますけれども、一体これは
どういう状況で、今後の管理についてはどのようにしていかれるおつもりか、お伺いをいたします。

○委員長（齊木一三君） 環境建設部参事。

○環境建設部参事兼環境経済課長（杉本勝広君） 尾北自然歩道の関係で今田中委員から御質問いただきましたが、尾北自然歩道の整備につきましては平成4年から平成21年まで18年間をかけて整備していくもので、あと平成20年度、平成21年度で一応の完了を目指して今進んでおります。五条川の桜につきましては、確かにいわゆる桜の木が入っている環境としては決してよくない。反対側を道路が走っていますし、反対側は尾北自然歩道ということで締めつけられておりますので、環境としては非常によくはないんですが、また、その尾北自然歩道があることによってお客さんも来ていただけるという痛しかゆしの部分がございます。それで、尾北自然歩道の整備につきましても、なるべく堤防を掘って舗装するんじゃなくて、なるべく上に上げた形で、少しでも上に上げたような形で整備しておるのが現実、現在そういうふうで進めておるんですが、どうしても根が邪魔になる部分がございますので、除去して舗装を進めさせていただき、転落防止さくを施工しておるのが事実でございます。

それから、寿命を縮めておるのではないかという話でございますが、これは御指摘のとおりでございます。そこで、その桜につきましては、こちらは補植と書いてございます。それから病害木の処置ですとか、現在、いろんな病気にかかっている桜も全部調査しておりますので、枯れたところは撤去し、手当てをしていくという業務がここの中で入っております。それから五条川堤の桜保存事業の協働委託料がこの桜に関してあるわけですが、これにつきましては昨年の12月に企画提案書をいただきました。今の桜を何とか寿命を延ばせられないかだとか、もう少し桜と住民の方を近づけることができないかというような企画提案をいただいておりますので、平成20年度、またいろいろ協働した中でプランなり実行してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

それから、ふれあい池の管理事業でございますが、委員御指摘のとおり、今まで管理していただいていたグループがかなり高齢化でちょっと継続がという話が昨年の7月、8月ごろにございまして、その後いろいろ当たりつつ相談をしておるわけですが、平成20年度につきましてはそのグループが管理ができないということで、今新たなメンバーを募集しておりますし、そういう団体が今できつつあるというふうに御理解いただきたいと思います。以上です。

（挙手する者あり）

○委員長（齊木一三君） 田中委員。

○委員（田中一成君） 桜障害、病害木処置及び補植業務403万円の内訳というのはどんなふうになっておるのでしょうか。

○委員長（齊木一三君） 環境建設部参事。

○環境建設部参事兼環境経済課長（杉本勝広君） 桜障害の関係ですけれども、これにつきましては平成17年度にすべての桜を診断させていただいております。それで、症状ごとに応じて平成18年から今順次進めておるところでございます。枯れた枝は除去する、除去したところは殺菌して処置するというので、18年からずっと続けておる事業、桜を手当てというんですか、処置していくという業

務でございますので、よろしく願いいたします。

(挙手する者あり)

○委員長(齊木一三君) 田中委員。

○委員(田中一成君) その積算根拠みたいなのがわからないんですよ、一体どれだけの桜を除去したり、あるいはどういう措置をしたりするのに403万円もかかるのかというのがちょっと、多額なものですから。

○委員長(齊木一三君) 環境建設部参事。

○環境建設部参事兼環境経済課長(杉本勝広君) 手元にその積算資料を持っておりませんので、後ほどお答えさせていただきます。よろしく願いいたします。

(挙手する者あり)

○委員長(齊木一三君) 田中委員。

○委員(田中一成君) どこか特定のところにやってもらっておるんですか。

○委員長(齊木一三君) 環境建設部参事。

○環境建設部参事兼環境経済課長(杉本勝広君) 病害木につきましては入札で行っております。もっとも、細かな指示を設計書に入れさせていただいて、こういうふうにしてくれ、ああいうふうにしてくれ、こういうときはこういうふうにしてくれという形で指示がきちんとしてございますので、入札で対応できると思います。ですから入札で執行しております。以上です。

○委員長(齊木一三君) ほかにございませんか。

(発言する者なし)

○委員長(齊木一三君) それではないようですので、款8. 土木費に移りたいと思います。150ページから166ページでございます。

質疑はございませんか。

(挙手する者あり)

○委員長(齊木一三君) 吉田正委員。

○委員(吉田 正君) 砂利採取のことなんですけれども、2カ所余り、6メートルよりも深く掘られてしまったわけですね。どうなっておるんですか、これは今。

○委員長(齊木一三君) 建設課長。

○建設課長(野田 透君) 砂利採取についてでございますが、現在、仲沖2カ所、それから萩島で1カ所と、計3カ所の事業を施工中でございますが、どちらも穴があいたままという状態でございます。これについては、条例の改正前の条例であったということで、6メートルより深い部分については在来の土で埋め戻しをすれば、その在来の土がある分だけ6メートルよりも深く掘れるというような解釈もできるというようなことで、現地がそのように掘られてしまいました。それで、その埋め戻しを

今どうするかということで業者と調整をしております。業者は、掘削する前に在来の土は確保してあるので、その分で6メートルまで埋め戻しますということで、そういった作業をしておりました。それで、実際埋め戻しにかかるときに、私どもとしては当然の話ですが、それが在来の土であるかどうかという証明をしてくれというようなことで業者に言うております。業者の方からそういった証明らしきものが一応出てきてはおりますが、それでは不十分ですので、持っていった先のプラントの証明ですね、これが大口町のどこどこからいついつ入ってどういったものだというような証明をくれということで、業者の方と打ち合わせというか、そういう指示をしておる関係上、業者が埋め戻しにかかれぬという状況でございます。それで、先ほども申しましたように、証明らしきものは出てくるんですが、それでもってそのものだという確定ができませんので、改めてじゃあどうするというようなことで指示はしております。

実はそんな中で、現地の方まで私どもを案内して、実はこれはそうなんですというようなことで業者の方が案内をしてくれて見せてはくれたんですけども、それが、状況というか、その状況を見る限り、大口町のその土だということは私どもも判断できないというような状態でした。現場のプラントの方からそういった説明を欲しいということをもとめてんですけども、それもできないということであったものですから、そこでじゃあ今後どうするかというようなまた話になりまして、実はきょう、まだちょっと町長にも報告はしてありませんけれども、きょう、こちらが求めておる証明はできません。実は、大口町から持っていった土であることは確かなんですが、ほかの土とまざってしまっていて、それが大口の在来の土だという証明ができませんという内容のそういった報告が参りました。この報告に基づき、じゃあ今後どうしていくかというようなところなんですけれども、もちろんまだ町長への報告もしておりませんし、そういった今後どうしていくかということについては弁護士さんとも相談をしながら、こちらの関係する協議会の方にも御相談しながら、どういった方法がいいかという形でまいりたいというふうに思っておりますが、土はあるんですが、100%その土であるという証明がとれず、今のところ業者も動きようがないという状態でございます。以上です。

(挙手する者あり)

○委員長(齊木一三君) 吉田正委員。

○委員(吉田 正君) ここにおられる人みんな初めて聞かされる話だと思うんですけども、向こうはその在来の土砂で6メートルまで埋めればそれでいいんだらうということで、そういう向こうの解釈で要するに砂利採取をしていったわけですよ。だから、少なくともそれは守ってもらわないかんですよ、その最低限のところを。それが守れんというのはどういうことなんですか。だとすれば、完全に条例に違反しておるということのみずから立証したということですよ、向こうは。だったら、それに対する告発だとか、そういうことに今後なっていくんじゃないんですか、これは。どうするのかというのは。

○委員長（齊木一三君） 建設課長。

○建設課長（野田 透君） 私どもとしても、そういったことも視野に入れて今後業者と調整、もちろん弁護士さんとも調整、そういった形でいこうという形には思っておりますが、まるっきりというか、100%大口町の土がなくなったということでもないわけですので、その辺のところはちょっとこれからまだ調整が必要かなというところでございます。

（挙手する者あり）

○委員長（齊木一三君） 吉田正委員。

○委員（吉田 正君） 在来の土砂で6メートルまで埋める予定ということだから、在来の土砂というのは100%ですよ。100%以外ないですよ、そうですね。だから、よその土とまざっておるのかどうなのかわからんにしても、どっちにしてもそれは100%ではないということであるならば、それは在来の土砂ではないということを裏返して言えば証明しておくことになるわけですから、向こうは。だから、これは告発する対象ですよ。そうじゃないんですか。明らかですよ。

○委員長（齊木一三君） 建設課長。

○建設課長（野田 透君） 確かに条例に照らし合わせてみれば、条例違反という形で私もとらえております。

○委員長（齊木一三君） 他にございませんか。

（挙手する者あり）

○委員長（齊木一三君） 田中委員。

○委員（田中一成君） 新155号線、さきの協議会でいろいろとお話がありましたが、23メートルないし30メートル幅員ということについて、町長の方からは、いろいろと要望はあるけれども、とりあえず県の計画について、30メートルでなければやってもらわんでもいいというようなことではない、柔軟に対応して少しでも進捗を図りたいというような趣旨の御説明がありましたけれども、今現在どういう状況になっているのか。

それから小口線については、少しずつ調査や測量が進んでおりますけれども、財源については当然大きな都市計画道路ですので補助を申請していただくことになるんでしょうけれども、一体その小口線全体の南側をどこまで用地買収をかけてとりあえずやろうとしているのか。あるいは、その全体事業計画や予算や、補助金の申請の準備みたいなやつはどんなふうに今計画をしておられるのか。

その2点と、それから余野の公園に調整池を1億2,500万円予算化していただきました。これも今年度中に工事をやるということですが、いつごろ着工される予定なのか。その3点をちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（齊木一三君） 都市開発課長。

○都市開発課長（近藤定昭君） 田中委員から、都市開発の方につきましては2点ほどいただきました。

まず1点が、北尾張中央道の関係でのことでございます。これにつきましては、今回、一般質問等でもございますので、内容的にはそちらの方も入ってこようかと思うんですけれども、現在、県とのやりとりにおきましては、暫定4車線の関係といたしますか、23をどの幅員でということのまず検討課題といたしますか、23でいった場合、例えばの話ですけれども、交差点部分の話で25とか26とかいった場合にどれだけ影響が出るというようなことでの前提にしたものを今考えておきまして、それを県が新年度、平成20年度の予算でそれを一遍検討図面をつくっていくというような中で、今後それが検討課題の中でテーブルに上がってくるというような状況でございます。

それから、小口線につきましてもいただきました。これにつきましては、まだ現在、路線測量をしておりません。そんな関係で、まだ道路的に事業費がどれだけというような事業費積算ができておりません。ただ、それで問題になってくるのが、御案内のとおり、樋田橋を通過して計画的には桃花台までというのが計画路線になっております。そこで一番問題になってくるのは樋田橋の交差点部分、これをどういうふうに変えていくということが一番の大きな公安との協議になってくるというようなこととなります。そんなことも含めていくと、これが大きな問題になってくる手前というふうになりますと、いわゆる役場前線との交差点部分、これが一つの第1工区的な考えでまずやって、その次の段階というような形で、どうなるかわかりませんが、一応今の考えというところで行くと、三つに地区を分けた中で工事をやっていくんじゃないかなというふうには想定しております。以上です。

○委員長（齊木一三君） 建設課長。

○建設課長（野田 透君） 余野で計画しております調整池について御質問いただきました。実はこれは国庫補助でやっていく予定をしております、4月早々にまたヒアリングがございますが、交付決定まで至っておりませんので、その交付決定をいただいた後、これは契約議決とまたなりますので、それと工事の時期としましては秋以降ということになりますので、9月の議会に契約議決がいただけるような形での発注をしたいというふうに思っております。もちろんそれ以前に地元に対しては説明に伺おうという予定をしておりますので、よろしく願いいたします。

（挙手する者あり）

○委員長（齊木一三君） 田中委員。

○委員（田中一成君） 議案にはないんですが、橋梁とか消防の方にも関係するんですけど、五条川の荒井の堰の元農協組合長がお住みの奥地が住宅開発がやられていますが、あれだけの住宅ができると火事などの心配も当然出てくるんですが、消防車両は通れないでしょう、あの橋では。大きな大型車はね。それで開発許可があんなにどんどんとされていっていいんですか。

○委員長（齊木一三君） 都市開発課長。

○都市開発課長（近藤定昭君） 開発行為ということで御質問いただきました。御案内のとおり、あそこについては市街化区域ですので、これとって支障になるような話的にはないというふうには認識

しています。いわゆる建築基準法で言う4メートルの道が確保されているかということになりまして、それにつきましては今の橋とはちょっと別の内容になってくるとは思うんですけども、そういうふうに理解しておりますが。

○委員長（齊木一三君） 建設課長。

○建設課長（野田 透君） 今の地区なんですけれども、上小口三丁目というところで、豊田紡織、内田油庄、合瀬川、五条川に挟まれたところなのでございますが、そこに現在15軒ありまして、今言われるように7軒の新しい分譲が始まると。もう既に売れたというようなこともちょっと聞いておりますが、それで今回、平成20年度において大口橋ですね、狭い橋なんですけど、その改良、かけかえまでがちょっとできるかどうかわかりませんが、拡幅等の改良ができないかというようなことで調査費、橋梁予備設計委託料ということで計上させていただいておりますので、それもあわせて御報告させていただきます。

（挙手する者あり）

○委員長（齊木一三君） 田中委員。

○委員（田中一成君） 現状では、あれはもう災害には対応できる地域でなくなってしまうですね。だから、火災の際の消防車両などがあそこに行けるような、あの近くまで行けるようなことを、今、橋を何とか改良したいというお話ですけども、そういうことを、市街化でその開発行為について制限できないというのであれば、ちゃんと火災などの消火活動が十分にできるような、そういう検討はぜひきちんとしてあげてください。答弁はよろしいです。

○委員長（齊木一三君） 他にございませんか。

（挙手する者あり）

○委員長（齊木一三君） 酒井副委員長。

○副委員長（酒井久和君） 163ページ、植樹祭の件に絡んでくるかと思いますが、植樹事業委託料というのがございます。昨年、ちょっと聞き忘れか、聞いたような気がするというようなことで申しわけないんですが、プレ植樹祭をするというように発表がありましたが、それは行われたのか。そして、同じところで緑化推進事業費が前年対比たくさんふえておりますが、これはどういうものになっているのか。

それからもう一つ164ページですが、雨水排水路の改良ですね、これについて郷浦幹線についての説明が出ておりました。今年度も郷浦幹線をやっておっていただきまして、もうすぐほとんどが開通してしまうということで大変地元の方が喜んでいらっしゃるんですが、この後の計画をちょっと教えていただきたいというのと、今工事が済んだ両側が舗装がされていないというようなことでございますが、その件についてどういうふうにするのか教えていただきたいと思います。

また、今工事が済んでいるところを見せていただきますと、フェンスが両側にあるわけですが、道

を交差しているところのコンクリの上に立っているフェンスは、当然そのコンクリートの中にフェンスの足が入っております。しかしながら、道路のところから上下約20メートルぐらい離れたところは、道路の縁にそのフェンスの柱を立てて植えてあります。したがって、下が舗装されないとすると、そこがまた草が生えると、そうするとまたフェンスの下からツタなんか上っていくというようなふぐあいができるんじゃないかなというふうに思うわけですが、いかがでしょうか。

○委員長（齊木一三君） 都市開発課長。

○都市開発課長（近藤定昭君） 酒井委員から、植樹祭について御質問いただきました。植樹事業に関しましては、御案内のとおり、平成18年、19年、20年の3ヵ年事業で行事を展開しておるものでございます。そして、18年が北部中学校、今年につきましては堀尾跡公園の一部で町直営の方でやっております。この内容につきましては、生け垣の見本になるような形のを今逐次つくっております。今発注したばかりでございますけれども、やっております。そして、20年度が仕上げの年といえますか3ヵ年、これが今御案内ありますような、県の植樹祭を大口の新中学校で展開していくというものでございます。

そして、今のこの事業費でございますけれども1,150万、これにつきまして植樹祭の大口町のメインとなります植樹事業ですね、これにつきまして1,000万円見まして、あと会場費の方で150万見しております。それで合わせて1,150万という内訳になっております。それから、緑化推進委員会の方が例年でございますと負担金が2万円でございます。ところが、ことしは御案内のとおり252万円というようなことになっております。この250万円の増につきましては、今申し上げました県植樹祭、これが県と緑化推進委員会、それと大口町の3本立ての共催になっております。その緑化推進委員会というものに対して町からこの負担金を納めるというシステムになっているようでございまして、その持ち出し分が250万円という内容になっておりますので、御理解賜りたいと思います。以上です。

○委員長（齊木一三君） 下水道課長。

○下水道課長（前田正徳君） 165ページの雨水排水路改修工事費、郷浦排水路の工事費について御質問いただきました。今年度の計画でございますが、基本的に150メートルということで開渠で予定しておりますが、場所につきましてはマザックの寮の裏になります。あそこが寮の浄化槽、あるいはその寮の今撤去の工事をやっておりますが、その撤去の工事にあわせて施工していきたいと。それで、その箇所、今年度の続きよりもちょっと飛ばして上流でやらせていただくように計画しておりますが、その工事にあわせて施工するというので、例えば部分的に暗渠となるところもあるということで、今年度のマザック裏の工事が終わりましたら、翌年度になりますが、その下流の残ったところを手がけて、それでまた上流の方へ進めていきたいと考えています。

それから堤防の舗装なんですけど、今年度もそうですけど、堤防が町道に認定されております。それで、私どもの排水路の工事前後、それが町道ということで現況復旧になりますので、改めて私の方で

舗装は考えておりません。現況のまま私どもの排水路の工事も完了するという事です。

それからもう一つ、フェンスの基礎の件なのですが、確かに交差点付近はコンクリートで一体のもので基礎をつくっておりますが、その排水路際の基礎につきましては、その排水路の構造物が2次製品となっております。それを据え置いて排水路をつくっておりますが、フェンスの基礎となりますと、その外側に独立の基礎をつくるものですから、どうしてもその部分だけがちょっとはみ出るということで、フェンスを設置したときに確かに舗装のないところは草が生えます。

(挙手する者あり)

○委員長(齊木一三君) 酒井副委員長。

○副委員長(酒井久和君) マザックの北側の方を先に進めるというようなことでございますけれども、これは暗渠でいくということになるとボックスカルバート、そうするとそれは道路敷に使えるのかどうかということ。道路敷ということになるといろいろ問題があるかもしれませんけれども、せっかくですので使えたらどうかというふうに思うわけです。

また、先ほど現況復旧でいくというお答えでございましたが、道路としての効果はやっぱり舗装した方がいいと思いますが、そこら辺の方は課が違うかもしれませんが、計画はどんなものでしょうか。

○委員長(齊木一三君) 下水道課長。

○下水道課長(前田正徳君) 私の方から、ボックスカルバートについてですが、基本的にはオープンの開渠でいきたいと。それで、その工事の進捗状況によってボックスをやらざるを得ないようなところはボックスでやらせていただかないかんわけですが、それが道路敷として使えるか、使用できるかということですが、それが道路から道路のワンスパンではないんですよね。入り口から、例えば西側から途中までの区間が広がるということにして、実際にはフェンスも何もないですから道路形態になるわけですが、それが駐車場とかに使用されても困りますし、その辺は道路管理者と相談して、あるいは地元の区長さん方に相談して考えていきたいと思います。以上です。

○委員長(齊木一三君) 建設課長。

○建設課長(野田 透君) 町道部分の舗装について御質問いただきました。今年度、郷浦幹線の改修にあわせて舗装までという予定はしておりません。利用状況等を把握しながら順次進めてまいりたいと思っておりますので、今年度は予定はしておりません。

(挙手する者あり)

○委員長(齊木一三君) 酒井副委員長。

○副委員長(酒井久和君) もう一つ、学校、今、プールの北側のボックスカルバートについては大分できておまして、けさも散歩で行ってききましたら、本当にきれいにできておりました。本当にありがとうございます。地域の方々も本当に喜んでいらっしゃいます。そのところは一応できたわけで

すが、その下、郷浦幹線までの下の間はかなり距離が長いんですが、それはどういうふうな計画ですか。

○委員長（齊木一三君） 建設課長。

○建設課長（野田 透君） ただいまの水路の下流の件でございますが、予算の科目としましては157ページの3番の河川整備事業の中で改修費2,500万を予定しております。こちらでもって郷浦までの改修をさせていただこうというふうに予定しておりますので、よろしく願いいたします。

（挙手する者あり）

○委員長（齊木一三君） 酒井副委員長。

○副委員長（酒井久和君） ありがとうございます。竹田の方々も大変喜ばれると思います。当然そのときに、西武住宅から真北へそこまで延びておる排水路ですね、あそこのしゅんせつだけでもひとつ御無理を言いたいというふうに思いますので、御留意願いたいと思います。

○委員長（齊木一三君） 建設課長。

○建設課長（野田 透君） ただいまの水路につきましては一度現地を見させていただいて、近くでしゅんせつをする予定の箇所があれば一緒にできるかと思いますが、とりあえずまず最初に状況だけは見させていただきますので、よろしく願いします。

○委員長（齊木一三君） ほかにはございませんですか。

（発言する者なし）

○委員長（齊木一三君） 所管分の質疑も終了したようでございますが、ここで暫時休憩をとりたいと思います。3時10分まで休憩といたします。

（午後 2時54分）

○委員長（齊木一三君） それでは休憩を閉じまして会議を再開いたします。

（午後 3時10分）

○委員長（齊木一三君） 環境建設部参事。

○環境建設部参事兼環境経済課長（杉本勝広君） 先ほど田中委員さんから、桜の来年の管理はどのような計画だという質問の中で答弁漏れがございましたので、答弁させていただきます。

来年予定しておりますのは、枯れ枝の伐採ということで300本ほど枯れ枝を伐採するという計画をしておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

○委員長（齊木一三君） 質疑も終了したようでございますので、議案第17号 平成20年度大口町一般会計予算（所管分）について、採決に入りたいと思います。

本案を原案のとおり決するに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(齊木一三君) 全員賛成。よって、議案第17号 平成20年度大口町一般会計予算(所管分)については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第24号 平成20年度大口町公共下水道事業特別会計予算の審査に移ります。

質疑はございませんか。

(挙手する者あり)

○委員長(齊木一三君) 田中委員。

○委員(田中一成君) まだ認可区域に入っていない地域がありますけれども、その戸数というのほどのぐらいあるんですか。

○委員長(齊木一三君) 下水道課長。

○下水道課長(前田正徳君) 認可区域、先ほどの答弁の中に現在の認可区域を申し上げましたが、県道斎藤羽黒線の南側で言いますと、内田油圧とか豊田紡織、それから産業団地、それから北側で言いますと、兼房、Vタウン、今井医院等、それを変更で入れたところですよ。ですから、それ以外は認可区域に入っておりません。要は、上小口、それから河北もまだ入っておりません。それから先ほども言いましたが、下小口四丁目、竹田なども入っておりません。区域はまだ多いものですよ。件数まではちょっと出ておりません。通常、四、五年で整備できる区域を変更認可をやっていって整備していくというものですから……。失礼しました。すみません、数字、その変更のときに出ておりました。1万6,000人が認可区域の人数ということで、区域外が5,000人、人数で言いますと5,000人ということですよ。以上です。

○委員長(齊木一三君) 他にございませんか。

(発言する者なし)

○委員長(齊木一三君) 質疑も終了したようでございますので、議案第24号 平成20年度大口町公共下水道事業特別会計予算につき、採決をいたします。

本案を原案どおり決するに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(齊木一三君) 全員賛成。よって、議案第24号 平成20年度大口町公共下水道事業特別会計予算は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第25号 平成20年度大口町農業集落家庭排水事業特別会計予算の審査に移ります。

質疑はございませんか。

(挙手する者あり)

○委員長(齊木一三君) 吉田正委員。

○委員(吉田 正君) 水道なら有収率と言いますけれども、下水道の方のこの今の農業集落排水の方

の有収率というのはどの程度なのでしょうか。

○委員長（齊木一三君） 下水道課長。

○下水道課長（前田正徳君） 汚水総量といいますか排出量、そのうちで有収水量、使用料の対象となる水量ですね。それで、それとほかに不明水があるものですから、不明水の率の逆が有収率ということになると思います。不明水の方が、たびたび報告させていただいておるんですが、最近、直近の1年間で申し上げますと22%ございます。不明水は22%ですので、有収率は78%ということで御理解いただきたいと思います。

（挙手する者あり）

○委員長（齊木一三君） 吉田正委員。

○委員（吉田 正君） それはいい方なんですか、悪い方なんですか。

○委員長（齊木一三君） 下水道課長。

○下水道課長（前田正徳君） 下水道の方で申し上げますと、15%はやむを得ない数字かなと、計画の上ですね。ですから、集落排水はそういった目標値はありませんが、下水道と対比しますとちょっと不明水の率が高いかなと思います。

○委員長（齊木一三君） 他にございませんか。

（挙手する者あり）

○委員長（齊木一三君） 酒井副委員長。

○副委員長（酒井久和君） ここで浄化されて五条川へ排水されるわけですけど、そのときに出る廃棄物ですね、一般廃棄物なのか産業廃棄物なのか知りませんが、ろ過したり、あるいはそこでどういう残渣が出てくるか知りませんが、そういうものの処理はどういうふうになっておるんですか。

○委員長（齊木一三君） 下水道課長。

○下水道課長（前田正徳君） 五条川に放流するのは処理後の排水だけです。それで、汚泥を処理したものです、クリーンセンターでは脱水までやりますので、脱水汚泥ができます。その脱水汚泥は、18年度の途中、夏場からですが、三重県の三重中央開発というところに処理をお願いしております。そこで乾燥してもらって、それから炭化ということで量が少なくなって、炭化になって大口町へ返ってきます。炭化肥料として10キロ当たりのビニールで梱包したものが返ってきます。そういったものをふれあいまつりとか朝市のイベントとかで、集落排水から出たものをこうやって処理していますということで、PRを兼ねて配布させていただいています。当然、使い方もチラシに刷ったものをお渡しして説明して配布しております。以上です。

（挙手する者あり）

○委員長（齊木一三君） 酒井副委員長。

○副委員長（酒井久和君） そうすると、10キロ詰め袋で一般の方々に配布というか、希望者にお渡しされておると。土壌改良剤というような形になるわけですね。肥料ではないわけですね、炭化しておるといふことでもあります。

○委員長（齊木一三君） 下水道課長。

○下水道課長（前田正徳君） 炭化肥料と言いますけれども、土壌を改良するということで専ら使っていただくように説明しておりますが、プランターでも花壇でも、上にまいていただいてもいいですし、すき込んでいただいても土壌がよくなるということで、花やら野菜やら生育もよくなるものと、私の方はそうやって理解しております。

○委員長（齊木一三君） 他にございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（齊木一三君） 質疑も終了したようでございますので、議案第25号 平成20年度大口町農業集落家庭排水事業特別会計予算につき、採決をいたします。

本案を原案どおり決するに賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

○委員長（齊木一三君） 全員賛成。よって、議案第25号 平成20年度大口町農業集落家庭排水事業特別会計予算は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第27号 大口町道路線の認定についての審査に移ります。

質疑はございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（齊木一三君） 質疑がないようでございます。

質疑も終了したようでございますので、議案第27号 大口町道路線の認定について採決をいたします。

本案を原案のとおり決するに賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

○委員長（齊木一三君） 全員賛成。よって、議案第27号 大口町道路線の認定については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、当委員会に付託を受けました全議案の審査は終了いたしました。議事運営に格別の御協力を賜り、ありがとうございました。

（午後 3時20分 閉会）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

環境建設常任委員会

委員長

齊木 一三